北広島町

次世代育成支援対策行動計画（後期計画）

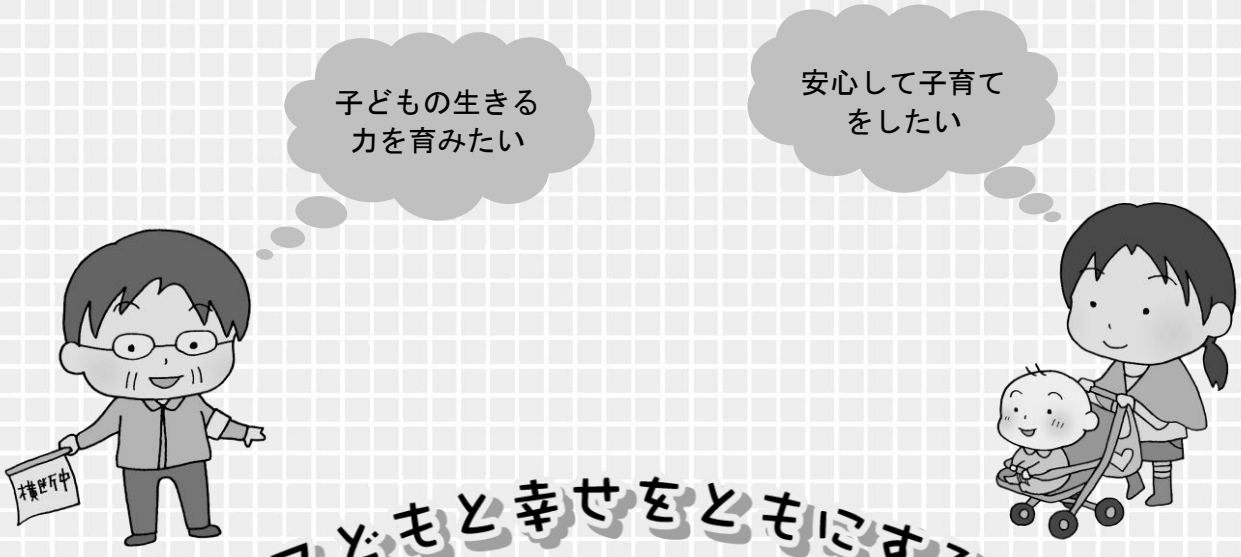

子どもと幸せをともにする

安心・いきいきタウン 北広島町

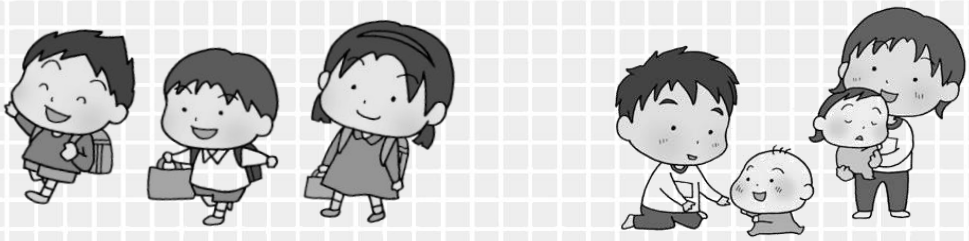

平成22年３月
北広島町

はじめに

近年、わが国では急速に少子化が進展する中で、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しております。

このような少子化の流れを受け、国では10年間の集中的・計画的な少子化対策を行うため、平成15年７月に次世代育成支援対策推進法が制定され、北広島町においても、平成21年度を目標とし「北広島町次世代育成支援対策行動計画（前期計画）」を策定し、その実現に向け推進してまいりました。

本町においても子どもの数は継続的に減少しており、今後もさらに進む少子化に備え、引き続き対策を推進するため、平成26年度を目標年次とし、「安心して子育てのできる環境づくり」及び「子どもたちの生きる力を育む環境づくり」を基本目標に「北広島町次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」を策定しました。

安心して子育てができる環境の中で子どもの生きる力がしっかりと育まれるためにも、子育て家庭のニーズや不安、将来への希望に応える施策の推進が、重要な課題であると認識しております。

この計画に掲げた目標と具体的な施策を積極的に推進することにより、生活の中で実感できる環境づくりに努めてまいります。

また、計画の推進にあたっては、国、県をはじめ町民、地域、企業や関係機関・団体などとの役割分担と相互の連携を図りながら、計画の実現に向け、鋭意努力していきたいと考えておりますので、皆様方の一層のご協力をお願いいたします。

最後に、この計画の策定にあたり、貴重なご意見・ご提言をいただきました「北広島町次世代育成支援対策地域協議会」の委員の皆様や、関係団体をはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました町民の皆様、関係者の皆様に、心から厚くお礼を申し上げます。

平成22年３月

北広島町長　竹　下　正　彦

目　　次

Ⅰ　総　論 1

第１章　計画の策定にあたって 2
　１．計画策定の趣旨 2
　２．計画の位置づけ 3
　３．計画の期間 3

第２章　子ども・子育てを取り巻く現状 4
　１．少子化の動向 4
　２．家族や地域の状況 10
　３．子育て支援サービスの提供と利用の状況 12
　４．ニーズ調査の結果概要 14

第３章　計画の基本方針 31
　１．計画のキーワードと将来像 31
　２．基本姿勢 32
　３．重点的に取り組む方向性 33
　４．基本目標と施策の体系 34
　５．上位計画・他計画との関連・整合性 37
　６．計画の推進にあたって 37

Ⅱ　各　論 39

第１章　安心して子育てできる環境づくり 40
　１．相談、情報提供・共有の場の充実 40
　２．母子保健・医療の充実 41
　３．保育サービスの充実 43
　４．安全の確保 45
　５．子どもの人権の尊重と児童虐待の防止 47
　６．子育てにおける男女共同参画の推進 48
　７．仕事と生活の調和の実現 48
　８．経済的支援の整備 50

第２章　子どもたちの生きる力を育む環境づくり 51
１．遊び場の充実 51
２．家庭の教育力の向上 52
３．学校等の教育環境の充実 53
４．地域の教育力の向上 55
５．障害児施策の充実 57
６．「食育」の推進 59
７．次世代の親づくり 60

第３章　数値目標 61
全国共通で設定が期待される事業項目と目標水準 61

Ⅲ　資料編 63

北広島町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱 64
北広島町次世代育成支援対策地域協議会委員名簿 65

Ⅰ　総　論

第１章　計画の策定にあたって

１．計画策定の趣旨

わが国では次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成15年７月に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき、平成16年6月に「少子化社会対策大綱」を閣議決定し、「若者の自立とたくましい子どもの育ち」等の４つの重点課題が提示され、これに沿った具体的な計画である「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について」（子ども・子育て応援プラン）を踏まえ、さまざまな対策を実施してきたところです。

しかし平成17年に初めて総人口が減少に転じ、同年の出生数は106万人、1人の女性が一生の間に産む平均の子どもの人数を示す合計特殊出生率は1.26と過去最低の水準を記録するなど、想像以上の少子化の進行がみられています。このような少子化の進行は、高齢化に拍車をかけ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、子どもの自主性や社会性の低下、地域連帯意識の希薄化など、社会全般に大きな影響を与えます。このため、平成18年６月に少子化社会対策会議で決定された「新しい少子化対策について」を踏まえ、少子化対策の抜本的な拡充、強化を図ってきたところです。

その一方で、平成18年12月に発表された「日本の将来推計人口」によれば、2055年にあっても合計特殊出生率は1.26と示されています。国では国民の結婚や出産・子育てに対する希望と現実のかい離に着目し、その要因が整理されました。これらを踏まえ設置された「子どもと家族を応援する日本重点戦略検討会議」においては、結婚や出産・子育てに関する国民の希望を実現するため、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本」重点戦略が取りまとめられました。この重点戦略では、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」とその社会的基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めていく必要があるとされています。

少子化は、本町においても、今後一層進行することが予測されています。また、子どもを取り巻く社会環境や住民自身の価値観も多様化しています。

このような状況の中で、親が主体的に安心して喜びを持ちながら、子どもを産み、またのびのびと育てることができるよう、新町次世代育成支援対策行動計画（前期計画）を見直し、町をはじめ地域全体で、親と子どもを取り巻くさまざまな分野の施策を総合的に推進していく北広島町次世代育成支援対策行動計画（後期計画）（以下本計画）を策定しました。

２．計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第８条第１項に基づく市町村行動計画として策定されます。すべての子育て家庭を対象として、本町が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めるものです。

また、安心して妊娠・出産・育児ができ、親と子の心とからだの健康づくりを社会全体で支援するための環境整備をめざす国民活動である「健やか親子21」について、次世代育成支援対策行動計画と重なることから、目標年度が平成26年度に延長されており、その地方計画である母子保健計画についても本計画と一体的なものとして位置づけます。

さらに上位計画である「北広島町長期総合計画」をはじめとして、「北広島町健康増進計画 まめマメきたひろしま」、「北広島町男女共同参画プラン」、「北広島町障害者プラン」、「第４期北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」など、子どもとまちづくりに関する関連計画との整合・連携を図るものとし、子育てに関する施策を総合的に推進します。

３．計画の期間

本計画の期間は平成22年度から平成26年度までの５か年とします。

なお、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年度から平成21年度までの「新町次世代育成支援対策行動計画」（前期計画）に関して必要な見直しを行い、平成22年度から平成26年度までの５年間の後期計画として策定したものです。

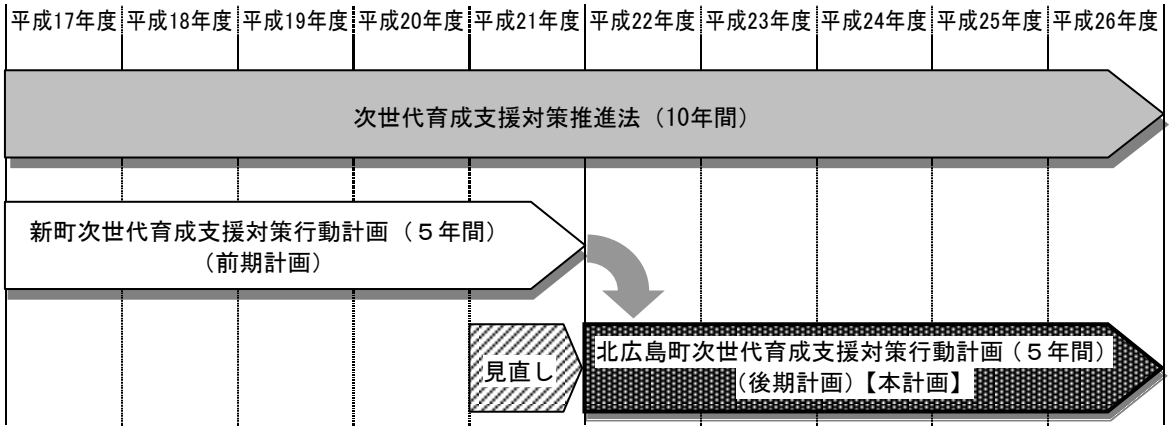

第２章　子ども・子育てを取り巻く現状

１．少子化の動向

（1）人口、世帯数の推移

■人口・世帯数の推移　　単位：人、世帯、%

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
人　　口	21,549	21,297	21,092	20,861	20,640
世　　帯	8,213	8,261	8,295	8,297	8,277
世　帯　人　員	2.62	2.58	2.54	2.51	2.49
人　口　伸　び　率	100.0	98.8	99.0	98.9	98.9
世　帯　伸　び　率	100.0	100.6	100.4	100.0	99.8

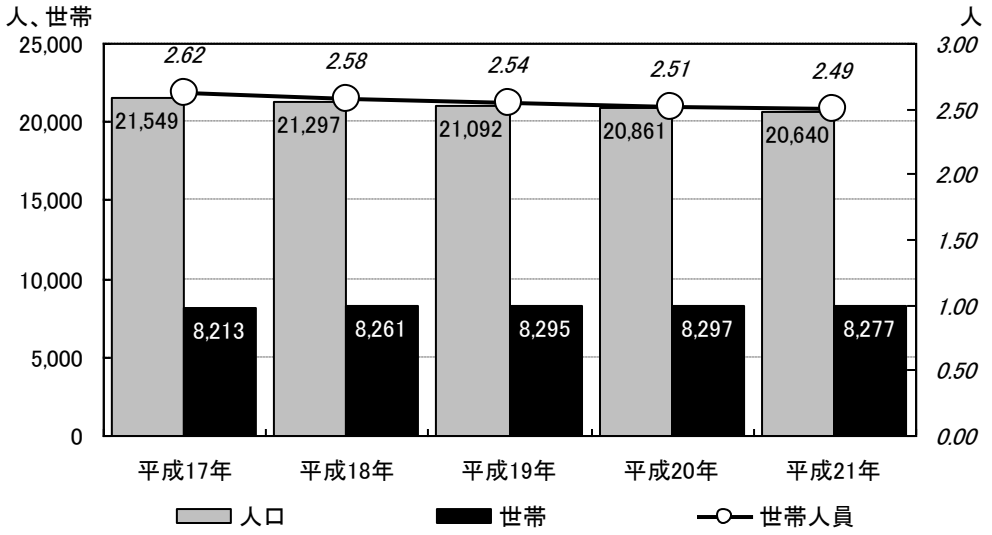

資料：住民基本台帳（北広島町）（各年３月末）

北広島町の人口は、平成21年３月末現在で20,640人、世帯数は8,277世帯となっています。

１世帯あたりの人口を示す「世帯人員」は平成17年3月末の2.62人から2.49人へと緩やかに小家族化傾向にあります。これは、人口が減少している一方で、世帯数が増加していることが要因となっています。

■人口3区分の推移

単位：人

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
人口	21,549	21,297	21,092	20,861	20,640
年少人口（0～14歳）	2,663	2,618	2,610	2,524	2,482
生産年齢人口（15～64歳）	11,942	11,754	11,603	11,432	11,219
高齢者人口（65歳以上）	6,944	6,925	6,879	6,905	6,939

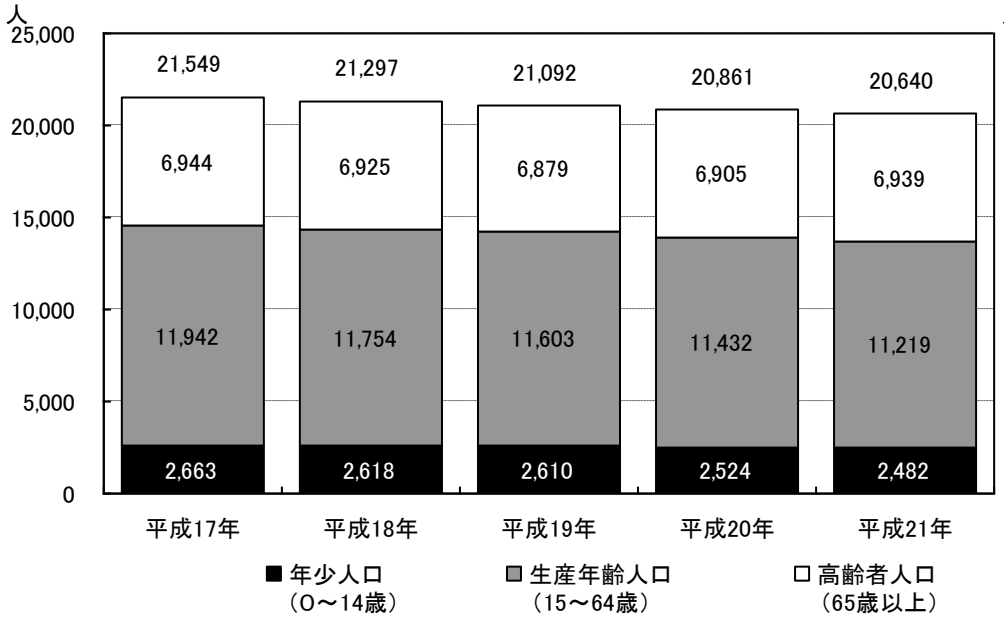

資料：住民基本台帳（北広島町）（各年３月末）

人口の減少とともに、年少人口も減少しています。一方で、高齢者人口は増加しており、全体として少子高齢化が進んでいます。

（2）出生数の推移

■出生数の推移　　単位：人

	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
出　生　数	150	141	163	128	124

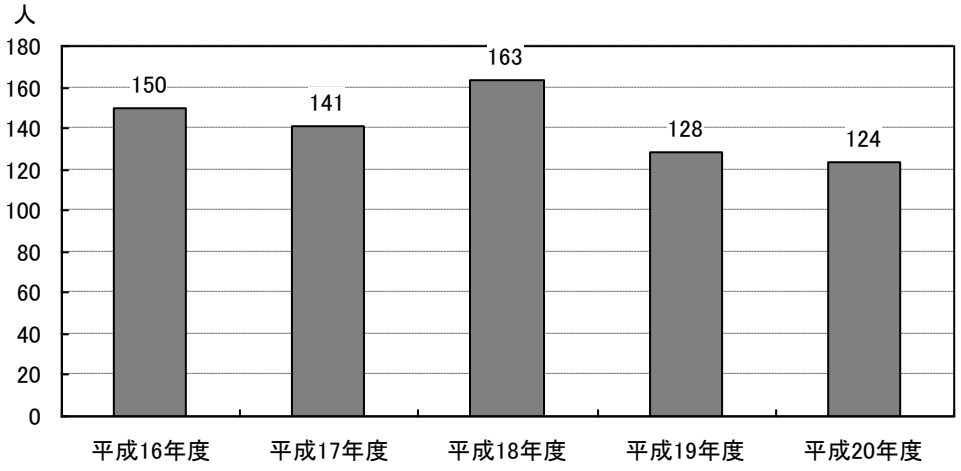

資料：住民基本台帳（北広島町）

出生数は、平成17年度にやや減少して平成18年度で増加に転じていますが、平成19年度以降は減少傾向で推移しています。

（3）婚姻の状況

■婚姻件数の推移　　単位：件

	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
婚 姻 件 数	97	85	100	77	66
離 婚 件 数	27	41	29	25	30

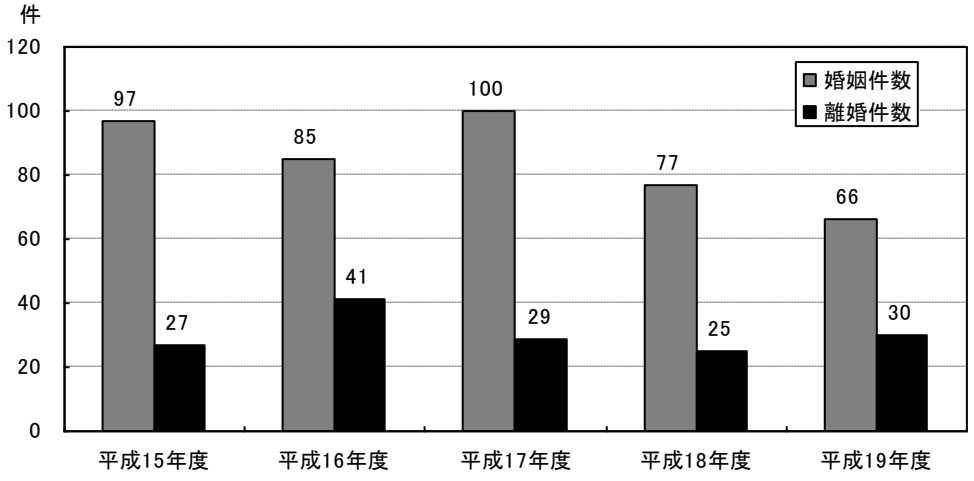

資料：人口動態統計

婚姻数・離婚数をみると、婚姻数は直近４年間では90件前後で推移していますが、平成19年度には66件と減少しています。

一方の離婚数は、最近では30件前後の推移が続いています。

■未婚率の推移

男性

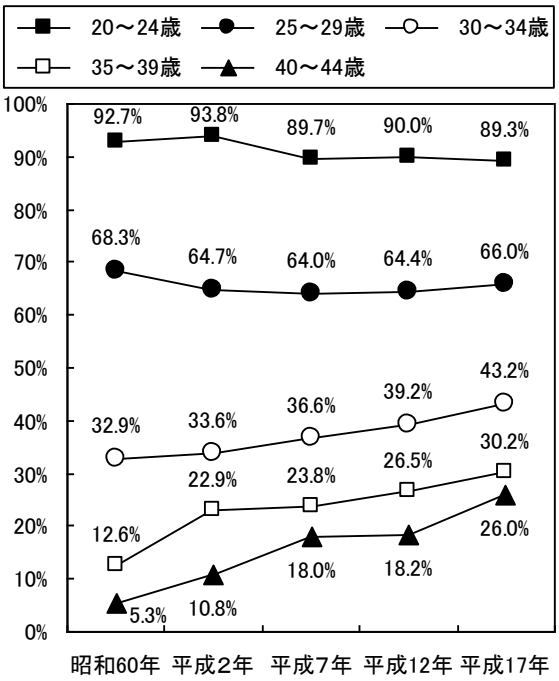

女性

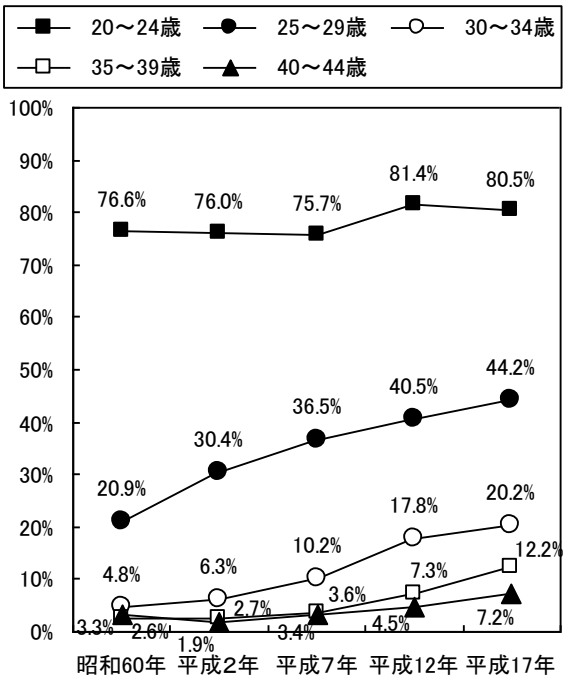

（平成12年以前は旧４町の合計）
資料：国勢調査

未婚率をみると、男性、女性ともほとんどの年齢層において未婚率の割合が高くなる傾向にあります。特に女性の25～29歳、30～34歳において急増しており、晩婚化の傾向が著しくなっています。

（4）学校児童・生徒数の推移

■学校児童･生徒数の推移

単位:人

			平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
小学校	総　数	総数	1,082	1,070	1,058	1,033	1,033
		男	560	547	537	523	540
		女	522	523	521	510	493
	1 学 年	総数	178	172	180	168	176
		男	102	89	90	79	101
		女	76	83	90	89	75
	2 学 年	総数	174	174	176	181	163
		男	87	101	90	90	78
		女	87	73	86	91	85
	3 学 年	総数	170	172	171	175	181
		男	87	84	98	89	91
		女	83	88	73	86	90
	4 学 年	総数	195	168	171	171	175
		男	92	88	84	98	90
		女	103	80	87	73	85
	5 学 年	総数	191	195	170	170	169
		男	96	90	87	83	97
		女	95	105	83	87	72
	6 学 年	総数	174	189	190	168	169
		男	96	95	88	84	83
		女	78	94	102	84	86
中学校	総　数	総数	680	669	676	655	644
		男	354	360	359	337	328
		女	326	309	317	318	316
	1 学 年	総数	240	209	227	221	199
		男	126	110	121	104	104
		女	114	99	106	117	95
	2 学 年	総数	220	240	208	226	221
		男	124	126	111	122	104
		女	96	114	97	104	117
	3 学 年	総数	220	220	241	208	224
		男	104	124	127	111	120
		女	116	96	114	97	104

資料：広島県学校基本調査

町内の小・中学校に通う児童・生徒数は減少傾向となっています。

（5）将来児童数推計

■18歳未満児童人口の推移と推計　　単位：人

	推移			推計				
	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
０ ～ ２ 歳	462	435	411	396	387	367	354	341
３ ～ ５ 歳	516	500	486	452	431	405	389	380
６ ～ ８ 歳	528	517	522	515	503	488	454	432
９ ～１１歳	530	506	515	524	515	520	513	500
１２～１４歳	574	553	548	532	514	515	524	515
１５～１７歳	597	573	577	579	564	555	539	521
合　　計	3,207	3,084	3,059	2,998	2,914	2,850	2,773	2,689

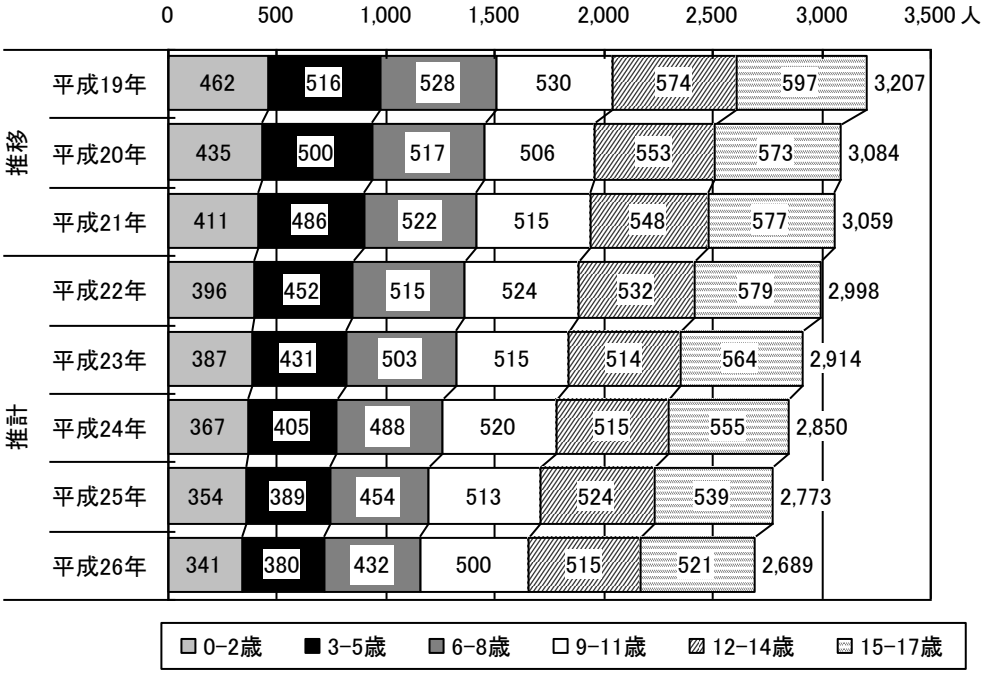

資料：住民基本台帳よりコーホート要因法により推計

本町の18歳未満児童人口は減少傾向にあり、今後もこの傾向は続くと推計されます。

２．家族や地域の状況

（１）就労の状況（女性の就業状況等）

■就業者数、就業率の推移（15歳以上）　　単位：人、％

	昭和60年	平成２年	平成７年	平成12年	平成17年
男性就業者数	7,399	7,259	7,274	6,753	6,393
女性就業者数	6,448	5,961	5,799	5,346	5,023
男性就業率	81.6	78.2	79.3	76.0	74.5
女性就業率	65.0	59.4	57.7	53.1	52.2

就労の状況は国勢調査によるもので、調査期間に収入を伴う仕事を少しでもした人で、自営業（農業や店の仕事など）の手伝いや内職・パートタイムも含めます。

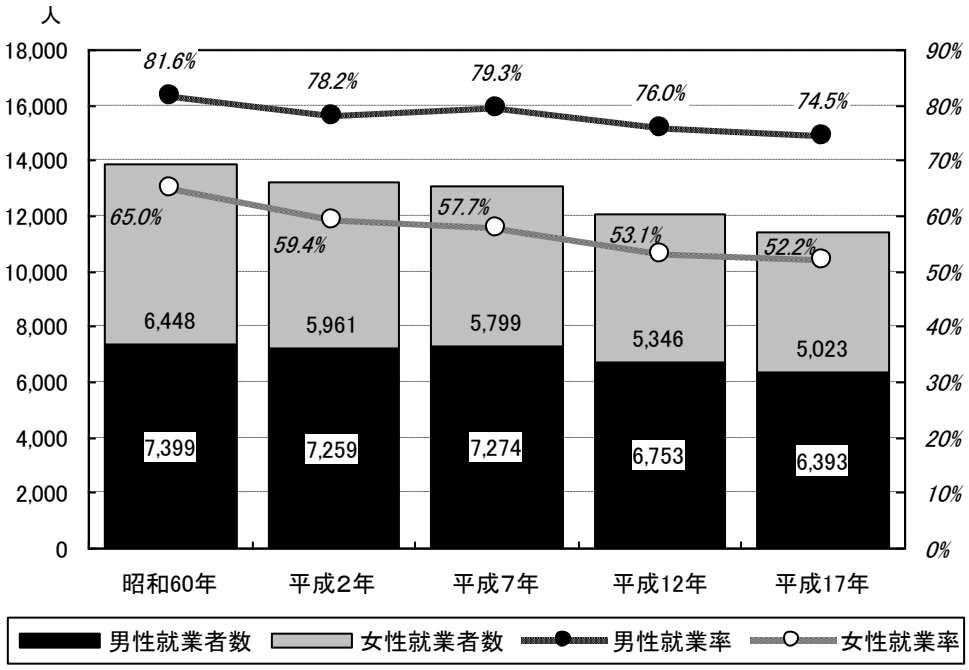

（平成12年以前は旧４町の合計値）
資料：国勢調査

■女性の就業状況

単位：％

	平成12年	平成17年		
	北広島町(旧町計)	北広島町	広島県	全国
15～19歳	8.7	6.9	14.1	14.5
20～24歳	80.3	72.5	62.8	61.4
25～29歳	70.5	70.7	67.3	66.1
30～34歳	65.7	71.9	59.1	57.5
35～39歳	79.3	77.5	62.0	58.9
40～44歳	87.2	86.7	70.2	66.7
45～49歳	86.9	89.2	73.7	70.4
50～54歳	82.6	82.2	68.6	66.2
55～59歳	73.1	76.1	59.6	57.9
60～64歳	60.2	59.5	39.9	39.1
65～69歳	52.4	51.4	26.5	25.4
70～74歳	39.3	42.5	17.8	16.1
75～79歳	24.4	26.2	12.0	10.3
80～84歳	13.2	14.0	7.0	5.5
85歳以上	4.2	4.2	2.6	2.1

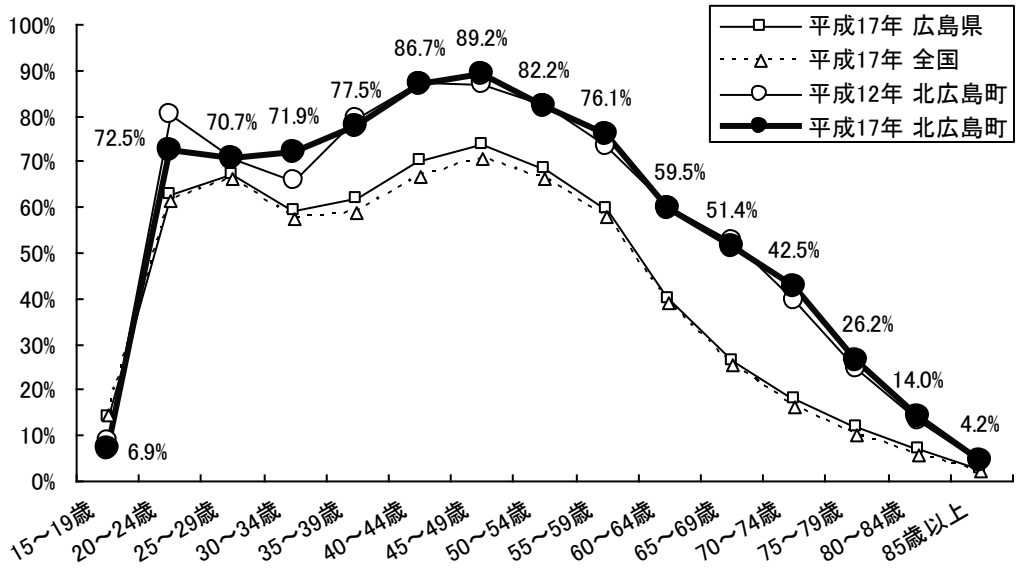

（平成12年の北広島町は、旧4町の合算値）

資料：国勢調査

本町の女性の就業割合は、全国、広島県と比較して高くなっています。また、平成12年と比較し、平成17年では30～34歳の離職率が改善されていますが、20～24歳において就業率が下がっています。

３．子育て支援サービスの提供と利用の状況

（１）保育所の状況

■保育所利用状況　　単位：人

地域	保育所名	公私区分	入所定員	保育所利用人数　（10月1日現在）				
				平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
芸北	八幡こども園（３歳以上）		10	－	－	6	6	5
	芸北つくし保育園	公	40	42	38	50	39	31
	さつきケ丘保育所	私	30	24	29	34	28	27
	美雲保育所	公	30	9	6	3	（休園）	（休園）
大朝	新庄保育所	公	60	49	50	45	36	36
	大朝保育所	私	60	69	65	68	63	63
千代田	川戸保育所	公	20	16	21	24	21	23
	南方保育所	公	30	18	15	17	20	20
	本地保育所	公	80	74	68	63	63	62
	蔵迫保育所	私	60	57	60	60	70	70
	ルンビニ園保育所	私	120	131	128	130	129	122
	壬生保育所	私	100	83	88	106	113	106
豊平	吉坂保育所	私	45	56	53	49	49	43
	都谷保育所	私	20	25	28	29	27	26
	双葉保育園	私	20	23	24	23	22	23
合計			725	676	673	701	686	657

■は平成21年度の定員充足率が100%以上

■特別保育等の実施状況　　単位：か所

事業名	平成21年度実施か所数
延長保育	7
緊急一時保育	12
障害児保育	13
世代間交流	13
異年齢児交流	14
育児講座	13
育児相談	14

■病児・病後児保育の実施状況　　単位：人

区分	平成18年	平成19年度	平成20年度	平成21年度
病児保育	－	－	－	10/１～開始
病後児保育	16	27	42	（10月まで）50

平成18年9月1日開始（年間利用者数）

（２）子育て支援センター

■子育て支援センターの設置状況（平成21年度）

名　　称	実施場所	事業内容
芸北子育て支援センター	芸北つくし保育園	・園庭開放 ・ふれあい相談・育児相談 ・芸北ママ友クラブ ・レンタル子育てビデオ ・一時保育
大朝子育て支援センター	大朝保育所	・園庭開放 ・育児相談 ・ためになる講座 ・「ちょっとひといき!」 ・おたのしみ会
千代田子育て支援センター	ルンビニ園保育所	・すこやかランド（園庭開放） ・あそびの広場「すくすく」 ・子育て相談「もしもし、あのね」 ・育児不安等についての相談・指導・訪問
豊平子育て支援センター	双葉保育園	・子育てルンルン（園庭開放） ・子育て通信の発行（年４回） ・育児相談（月～木曜日） ・なかよし保育（緊急一時保育） ・ふたご・みつごサークル（さくらんぼ） ・はなのワンパク子といきいきママの会

（３）放課後児童クラブ

■放課後児童クラブの利用状況

単位：人

地域	名称	定員	実施場所	利用人数		
				平成19年度	平成20年度	平成21年度
芸北	芸北放課後児童クラブ	－	さつきヶ丘保育所 旧芸北幼稚園舎	－	17	28
大朝	大朝放課後児童クラブ	55	新庄集落センター	53	64	55
千代田	千代田放課後児童クラブ	70	八重小学校内	81	88	70
	壬生放課後児童クラブ	55	壬生小学校内	36	48	55
	八重東放課後児童クラブ	55	八重東小学校内	47	46	46
	本地放課後児童クラブ	45	本地総合センター	－	－	33
豊平	都谷児童クラブ	30	都谷保育所	29	28	17
	双葉放課後児童クラブ	30	双葉保育園	28	29	21
	みなみ放課後児童クラブ	40	豊平教育集会所	46	50	47

芸北放課後児童クラブは、小学校の夏季休業中のみ試行中

４．ニーズ調査の結果概要

（１）調査の概要

調査地域　：北広島町
調査対象者　：平成21年１月１日現在、北広島町に在住する就学前・小学生の保護者全世帯
対象数　：就学前児童725人　小学校児童726人
調査期間　：平成21年２月10日～平成21年２月24日まで
調査方法　：調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合は家族）
保育機関・小学校いずれの機関にも属していない対象者は、郵送配布・郵送回収による郵送調査方法、その他は保育機関・小学校を通じて配布回収を行った。

（２）回収結果

調査票	調査対象者数（配布数）	有効回収数	有効回収率
就学前児童用調査票	725票	499票	68.8%
小学校児童用調査票	726票	527票	72.6%
合　　計	1,451票	1,026票	70.7%

（３）結果の見方

- 回答結果は、有効サンプル数に対して、それぞれの割合を示している。小数第２位を四捨五入しているため、単数回答（複数の選択肢から１つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合がある。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映している。
- 複数回答（複数の選択肢から２つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示している。そのため、合計が100.0%を超える場合がある。
- 図表中おいて、「無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が著しく困難なものである。
- グラフおよび表のN数は有効サンプル数（集計対象者総数）、（ＳＡ）は単数回答の設問、（MA）は複数回答の設問、（ＮＡ）は数量回答による設問を表している。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合がある。

（4）調査結果

①子どもの数

子どもの人数についてみると、就学前、小学校ともに「２人」が４割強と最も多く、次いで、就学前では「１人」が26.1%、小学校では「３人」が32.6%となっている。

全体で見ると「２人」が44.2%で最も高く、次いで「３人」、「１人」となっている。

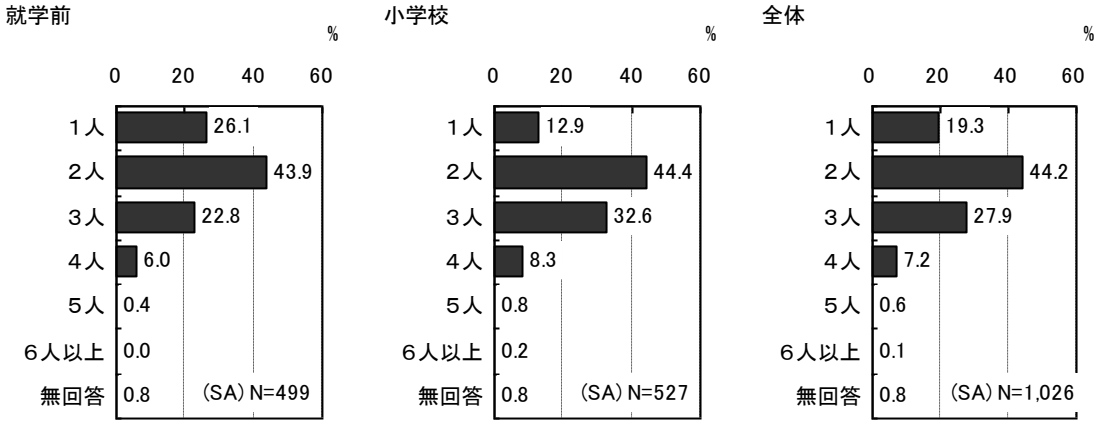

②日ごろあるいは緊急時に、お子さんを預かってもらえる人

子どもを預かってもらえる人はいるかについてみると、就学前、小学校ともに「緊急な時や用事の時には祖父母などに預かってもらえる」が最も多く、次いで「日常的に祖父母などに預かってもらえる」となっている。全体でも同様の傾向となっている。

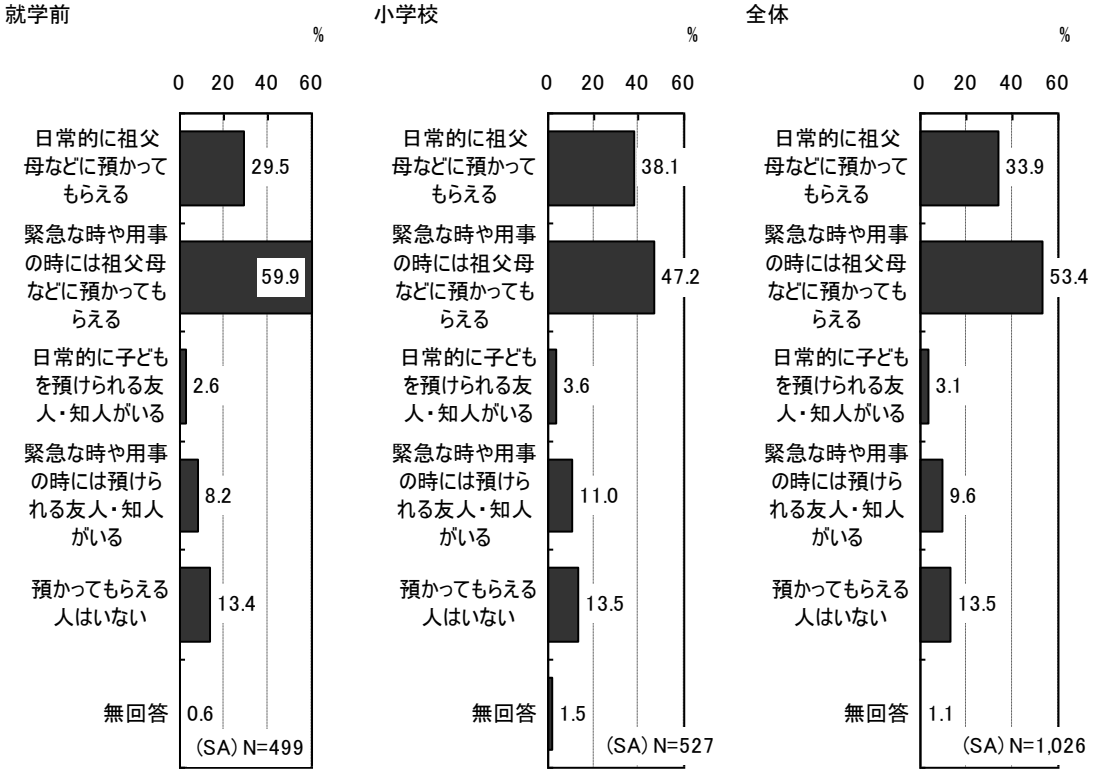

③母親の就労状況

母親の就労状況についてみると、「就労している」が就学前では67.7%、小学校では78.2%、全体では73.1%となっている。（就労にはフルタイム、パート・アルバイト等、育児休業中等を含む。）

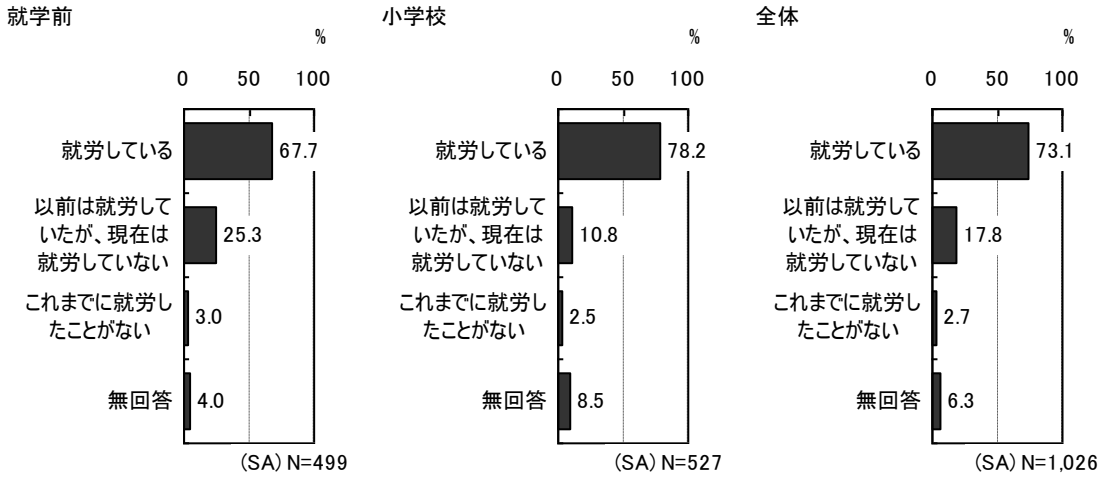

④生活の中で、「仕事時間」と「家事(育児)・プライベートの生活時間」の優先度

優先度（希望）についてみると、全体的に「家事時間を優先」が５割強と最も多く、約半数を占めている。

優先度（現実）では、就学前では「家事時間を優先」が47.7%と最も多く、次いで、「仕事時間を優先」が44.5%となっている。

小学校では「仕事時間を優先」が60.1%と最も多く、次いで、「家事時間を優先」が30.6%となっている。

全体で見ると「仕事時間を優先」が52.5%と約半数を占め、次いで、「家事時間を優先」が38.9%となっている。

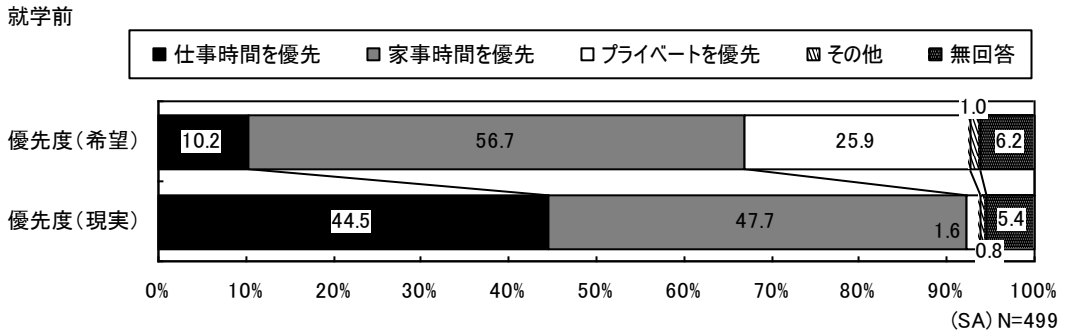

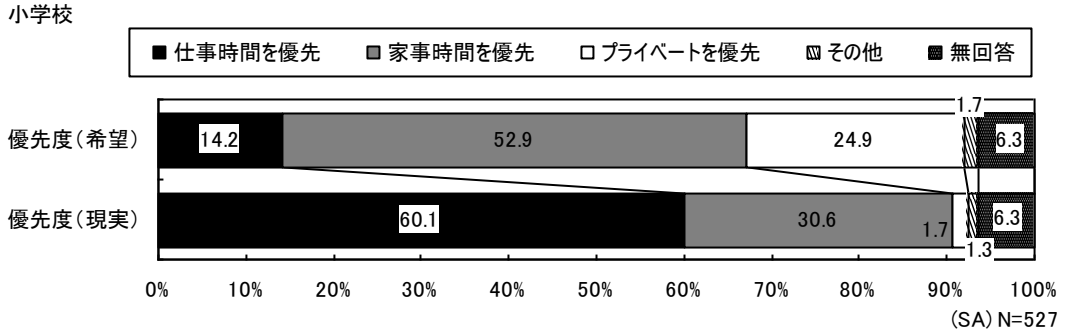

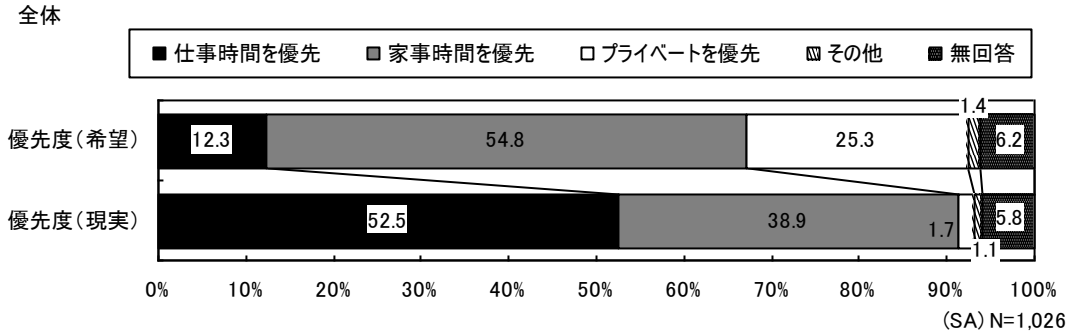

⑤母親の就労希望

現在就労していない、または就労したことがない母親の就労希望についてみると、就学前では「子どもがある程度大きくなったら（1年より先）働きたい」が56.8%と最も多く、次いで、「すぐにでも又は1年以内には働きたい」が32.6%となっている。

小学校では「すぐにでも又は1年以内には働きたい」が42.9%と最も多く、次いで、「子どもがある程度大きくなったら（1年より先）働きたい」が37.1%となっている。

全体では86.2%が就労を希望している結果となっている。

就学前

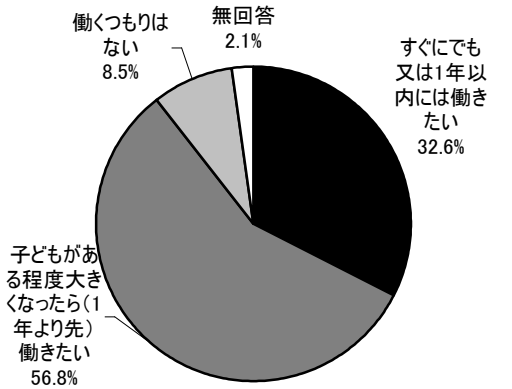

(SA) N=141

小学校

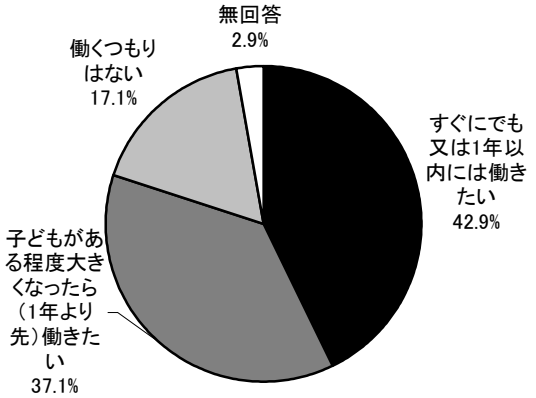

(SA) N=70

全体

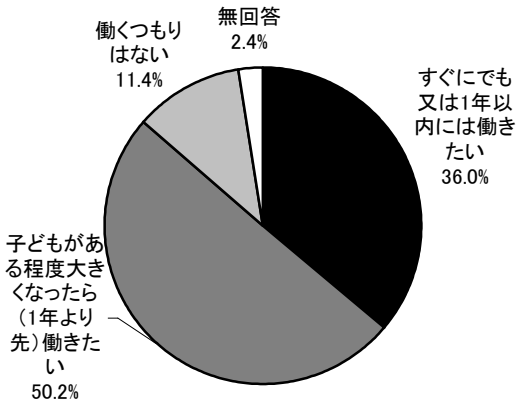

(SA) N=211

⑥保育サービス（保育所・認定こども園・事業所内保育施設など）の利用状況

保育サービスや環境が整っていたら、働き続けたかについてみると、「いずれにしても辞めていた」が47.1%と最も多いが、何らかのサービスや制度・支援の利用により「就労を継続していた」の合計は44.3%で拮抗している。

就学前

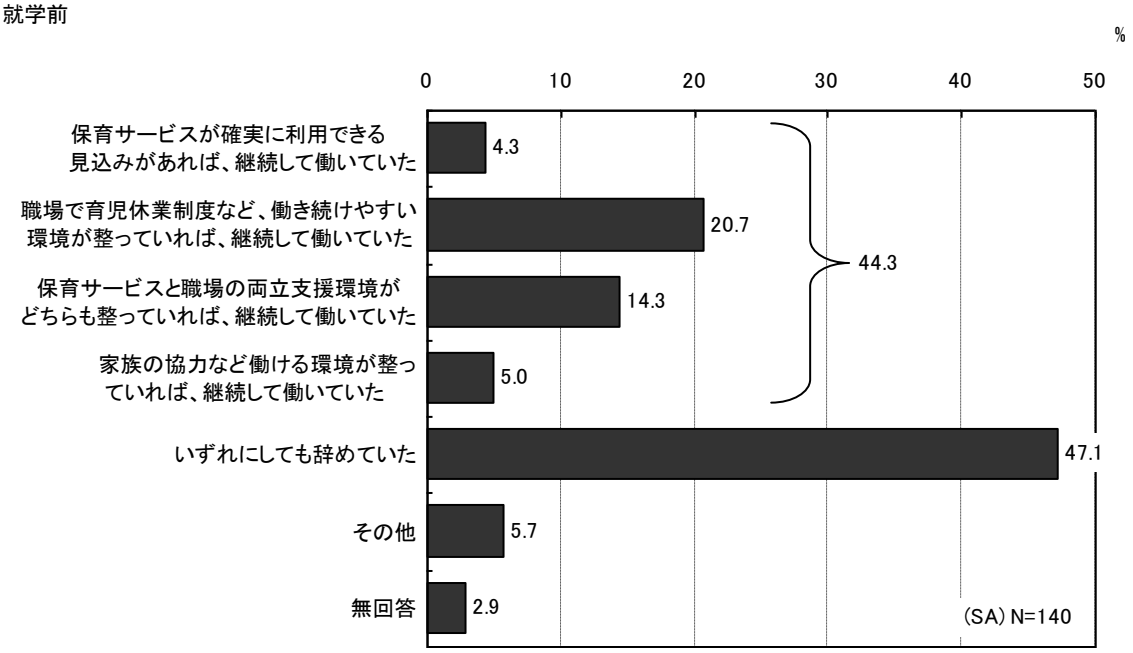

⑦保育サービス（保育所・認定こども園・事業所内保育施設など）の利用状況

保育サービスの利用状況についてみると、「利用している」と回答した人は、約７割を占めている。

就学前

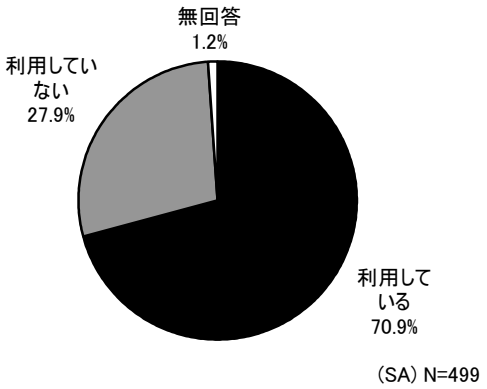

⑧保育サービスを利用していない「最も大きな理由」

保育サービスを利用していない人の理由についてみると、「（子どもの母親か父親が就労していないなどの理由で）利用する必要がないため」が39.6%と最も多く、次いで、「子どもがまだ小さいため大きくなったら預けようと考えている」が37.4%となっている。

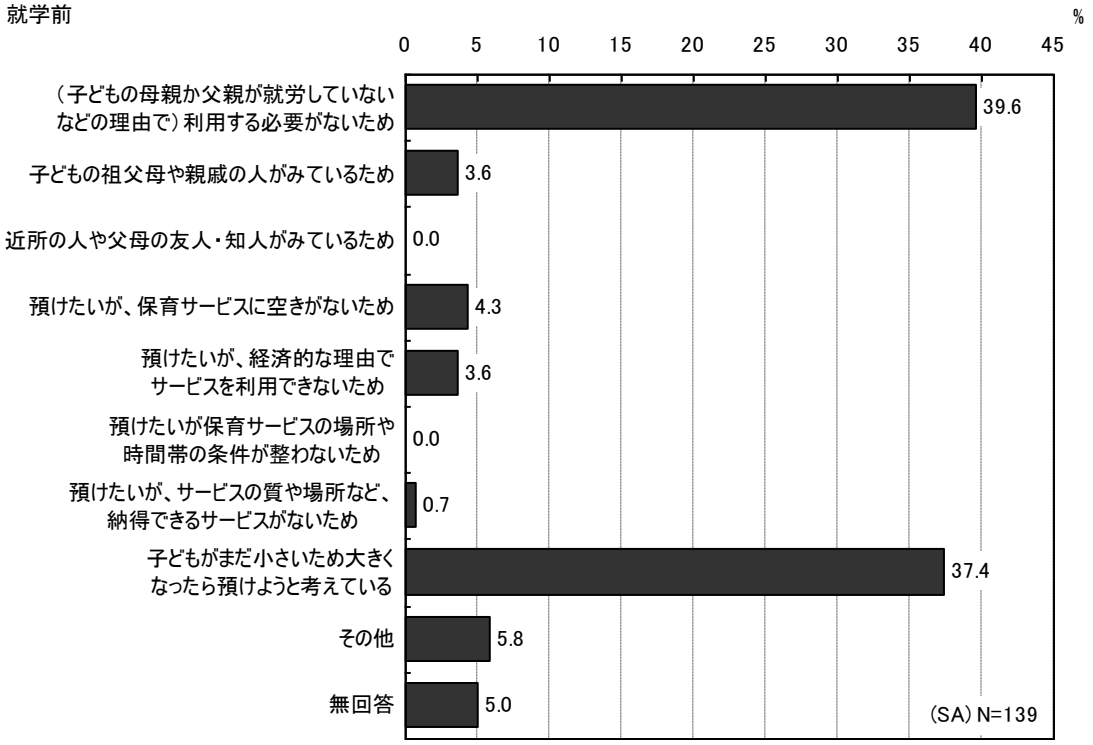

⑨この１年間に、お子さんが病気やケガで通常の保育サービスが利用できなかったこと、学校を休んだことがあるか

この１年間に、病気やケガで通常の保育サービスが利用できなかったこと、学校を休んだことについてみると、「あった」と回答した人は、就学前では73.5%、小学校では59.4%と、小学校より就学前の方が多くなっている。

全体では65.0%と約３分の２が「あった」と回答している。

就学前

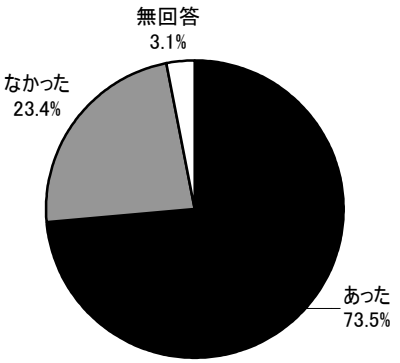

(SA) N=354

小学校

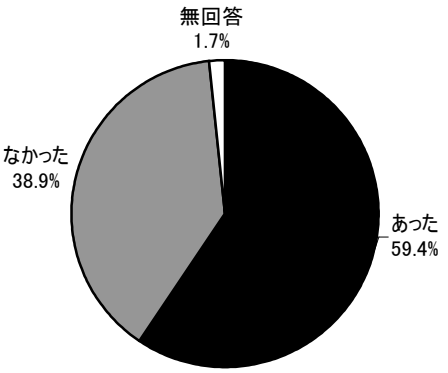

(SA) N=527

全体

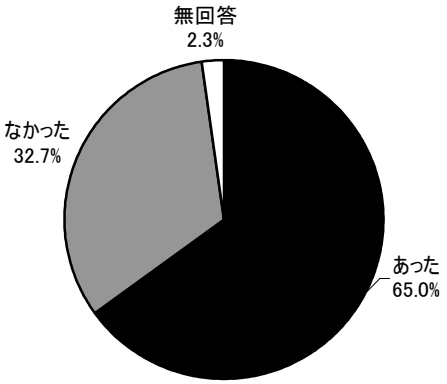

(SA) N=881

⑩どんな保育サービスを希望しているか

希望する保育サービスについてみると、「特にない」が39.3%と最も多く、次いで、「保育所の休日保育（保育所での日曜日などの保育サービス）」が33.1%となっている。

就学前

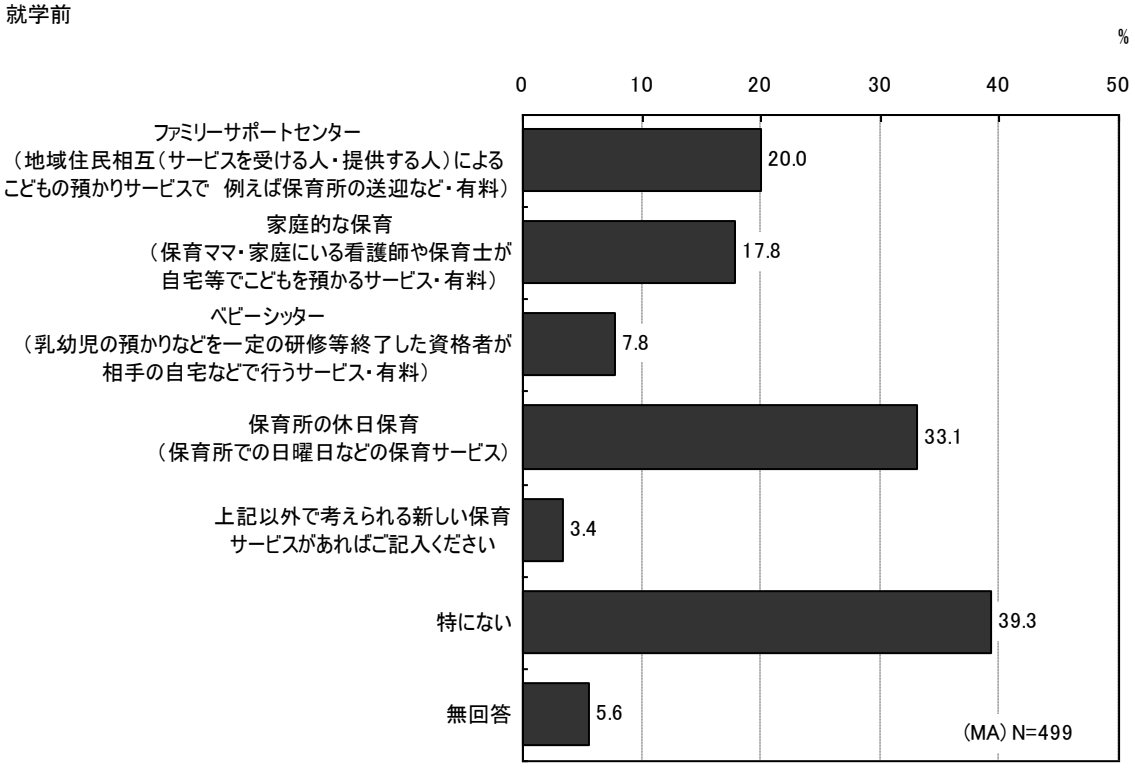

⑪育児休業制度の利用状況

育児休業制度の利用状況についてみると、「利用しなかった」が66.3%と最も多く、次いで、「母親が利用した」が28.3%となっている。

就学前

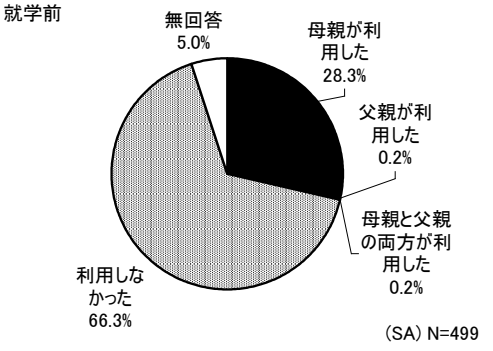

⑫子育てに関して不安や負担などを感じているか

子育てに関しての不安や負担についてみると、就学前、小学校ともに「あまり不安や負担などは感じない」が最も多く、就学前では44.1%、小学校では44.0%となっている。

次いで、ともに「どちらかといえば不安や負担を感じる」が就学前では41.7%、小学校では40.0%となっている。

全体でも『負担を感じる』とした回答は約半数であり、『感じない』とする回答と拮抗している。

就学前

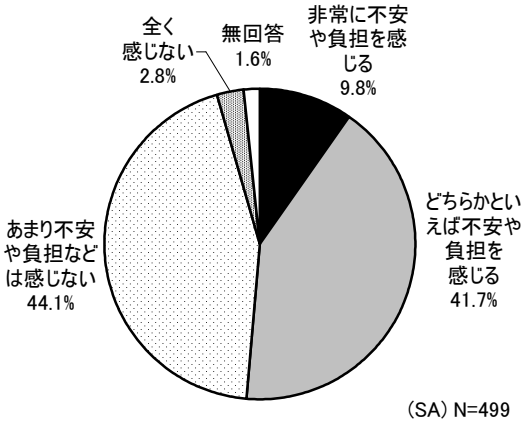

小学校

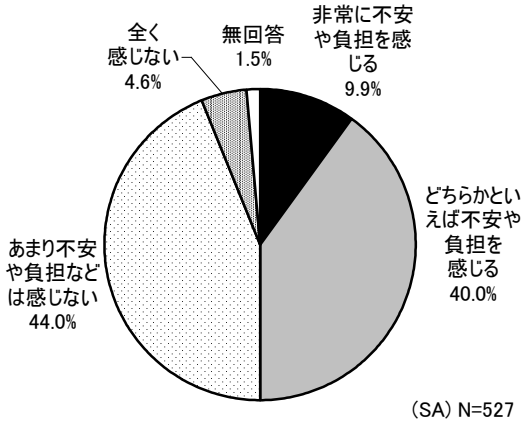

全体

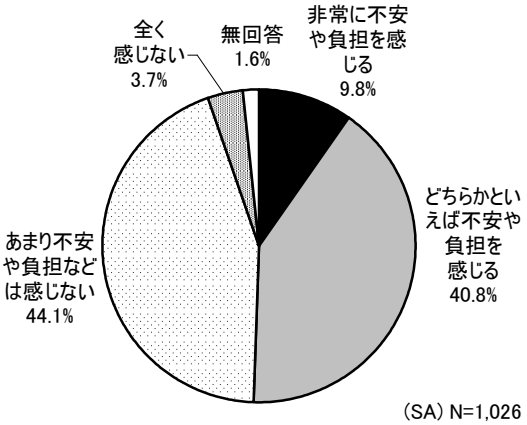

⑬特に不安や負担に思っていることや悩んでいること

不安や負担に思っていることや悩んでいることについてみると、就学前では「子どもを叱りすぎているような気がすること」が45.1%、次いで、「子育てで出費がかさむこと」が41.9%。小学校では「子育てで出費がかさむこと」が49.1%と半数近くで、次いで、「子どもを叱りすぎているような気がすること」が38.9%となっている。

全体でもこの２つが40%を越え、高くなっている。

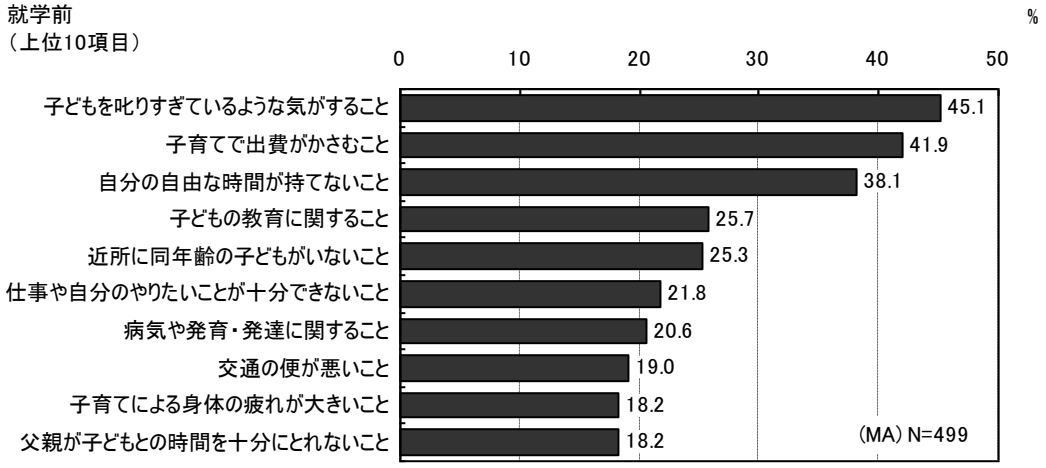

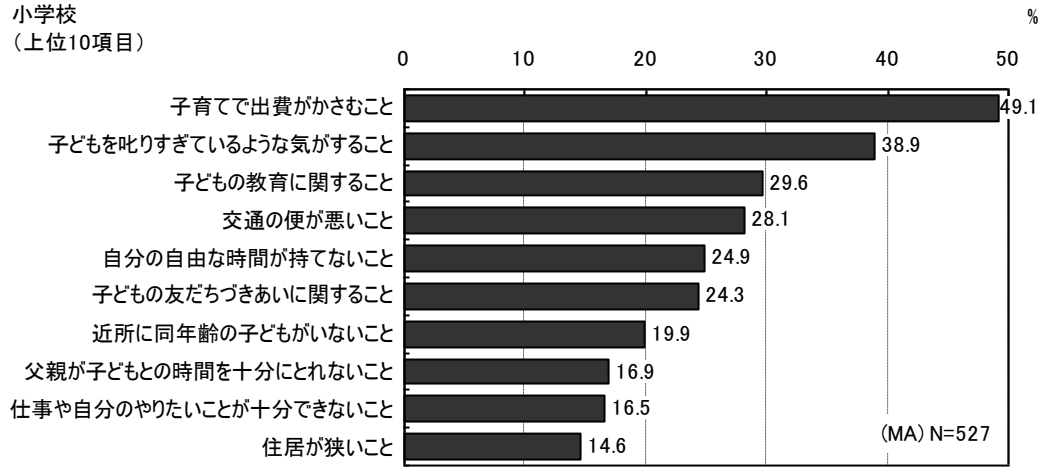

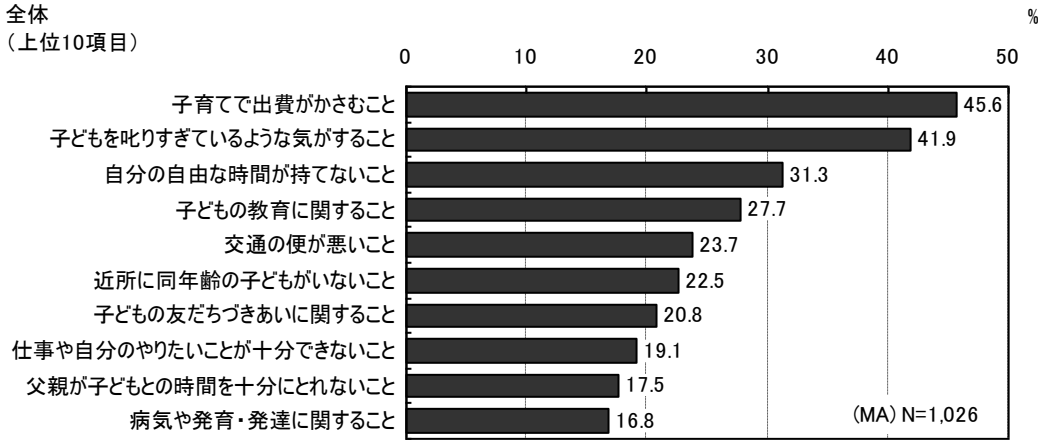

⑭身近な地域で、子育てに関する悩みや不安をどなたに相談しているか

子育てに関する悩みや不安の相談先についてみると、全体的に「配偶者・パートナー」が最も多く、次いで、「親、兄弟など」、「隣近所の人、地域の知人、友人」が半数を超えている。

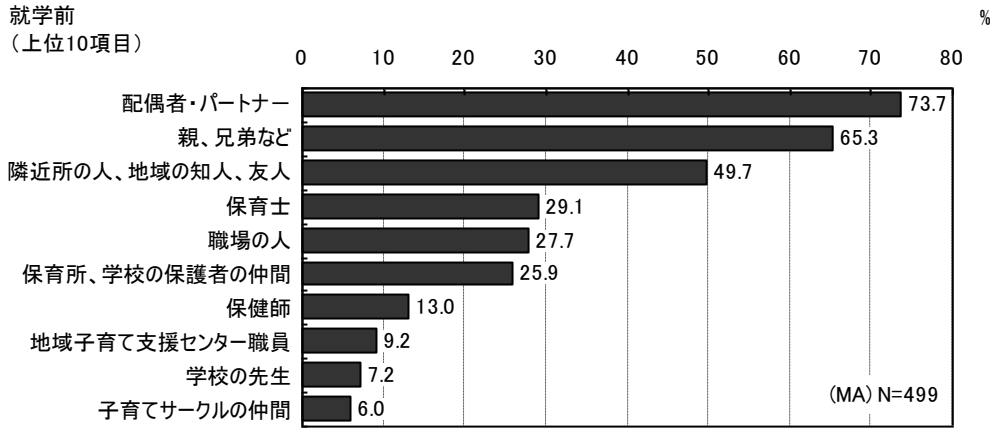

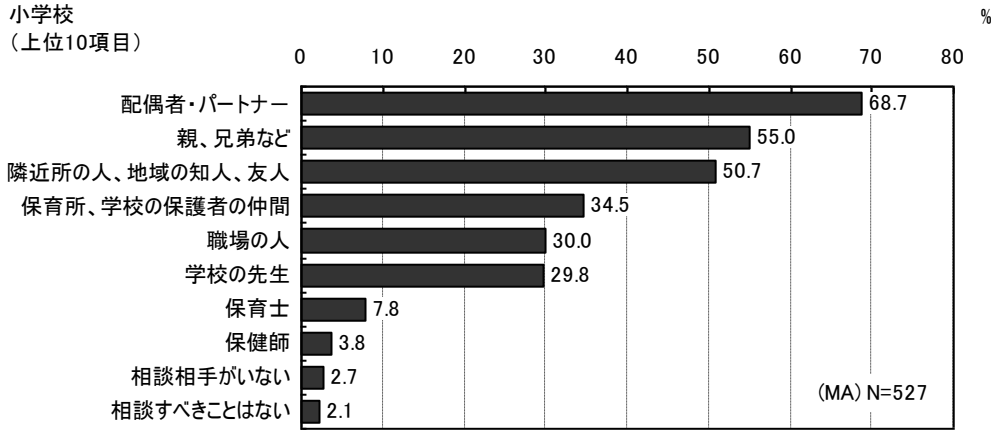

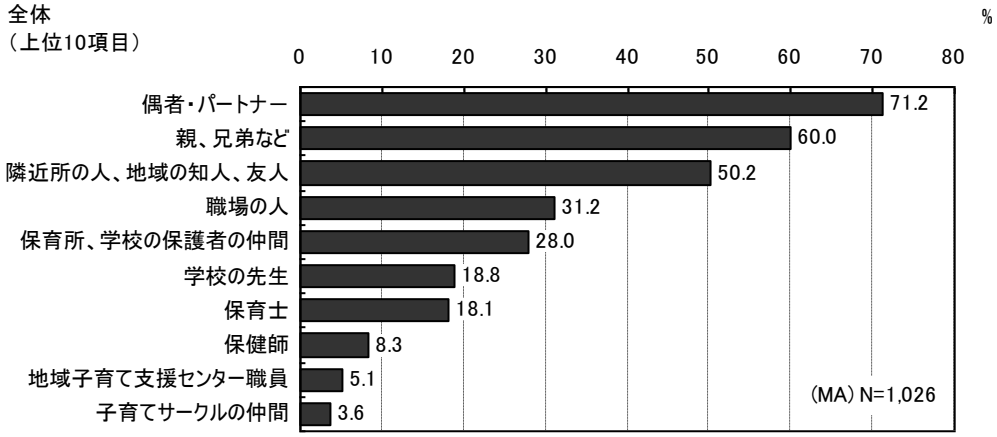

⑮北広島町に対して、今後どのような子育て支援の充実を図ってほしいと期待しているか

どのような子育て支援の充実を図ってほしいかについてみると、就学前では「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が59.9%と最も多く、次いで、「遊び場を増やしてほしい」が58.3%、「保育料を安くしてほしい」「子どもたちが、安心してかかれる医療体制の確立をしてほしい」が57.3%となっている。

小学校では「子どもたちが、安心してかかれる医療体制の確立をしてほしい」が62.4%と最も多く、次いで、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」が42.5%、「遊び場を増やしてほしい」が41.7%となっている。

全体でも「子どもたちが、安心してかかれる医療体制の確立をしてほしい」が約6割で最も高くなっている。

就学前

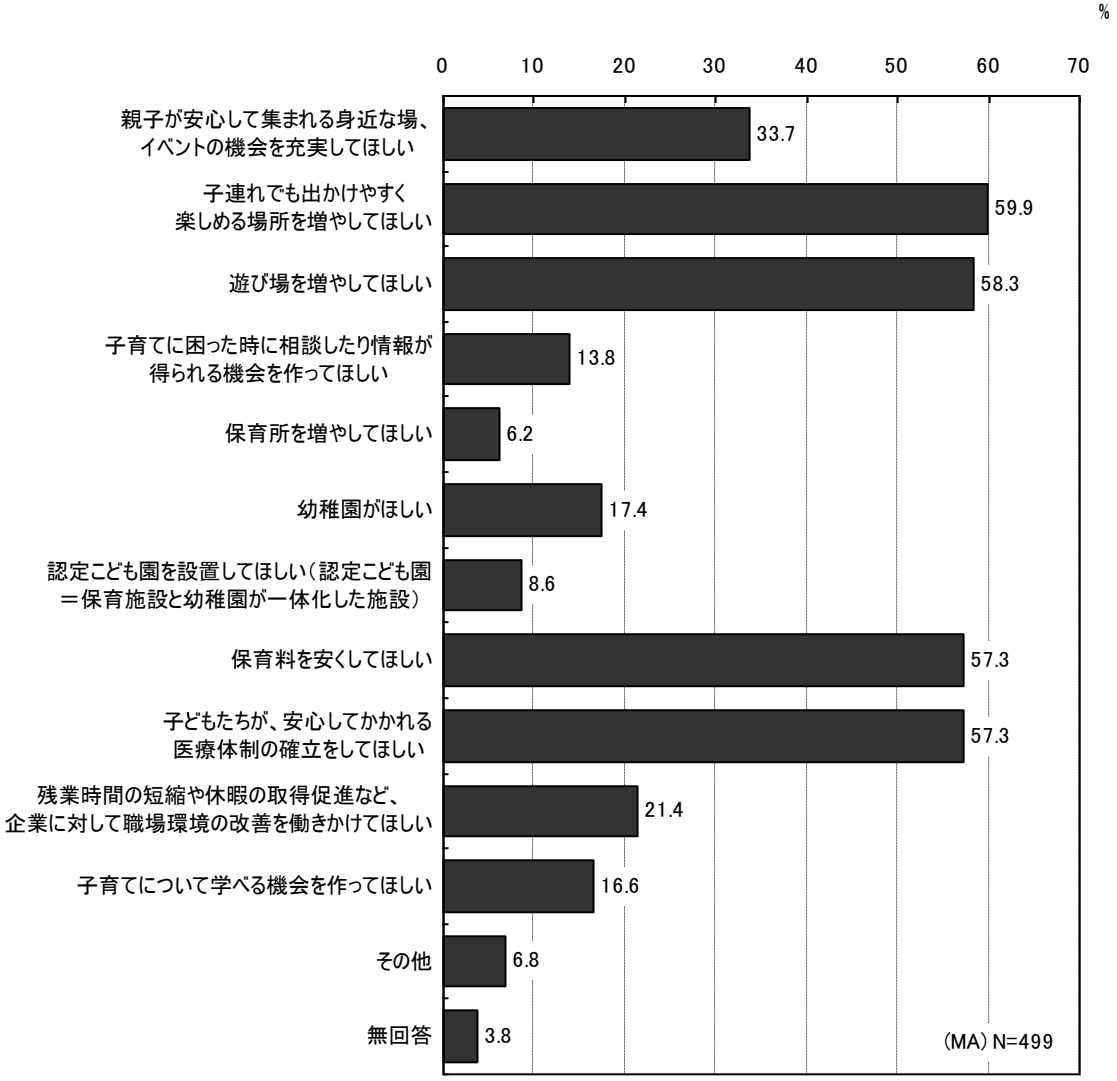

小学校

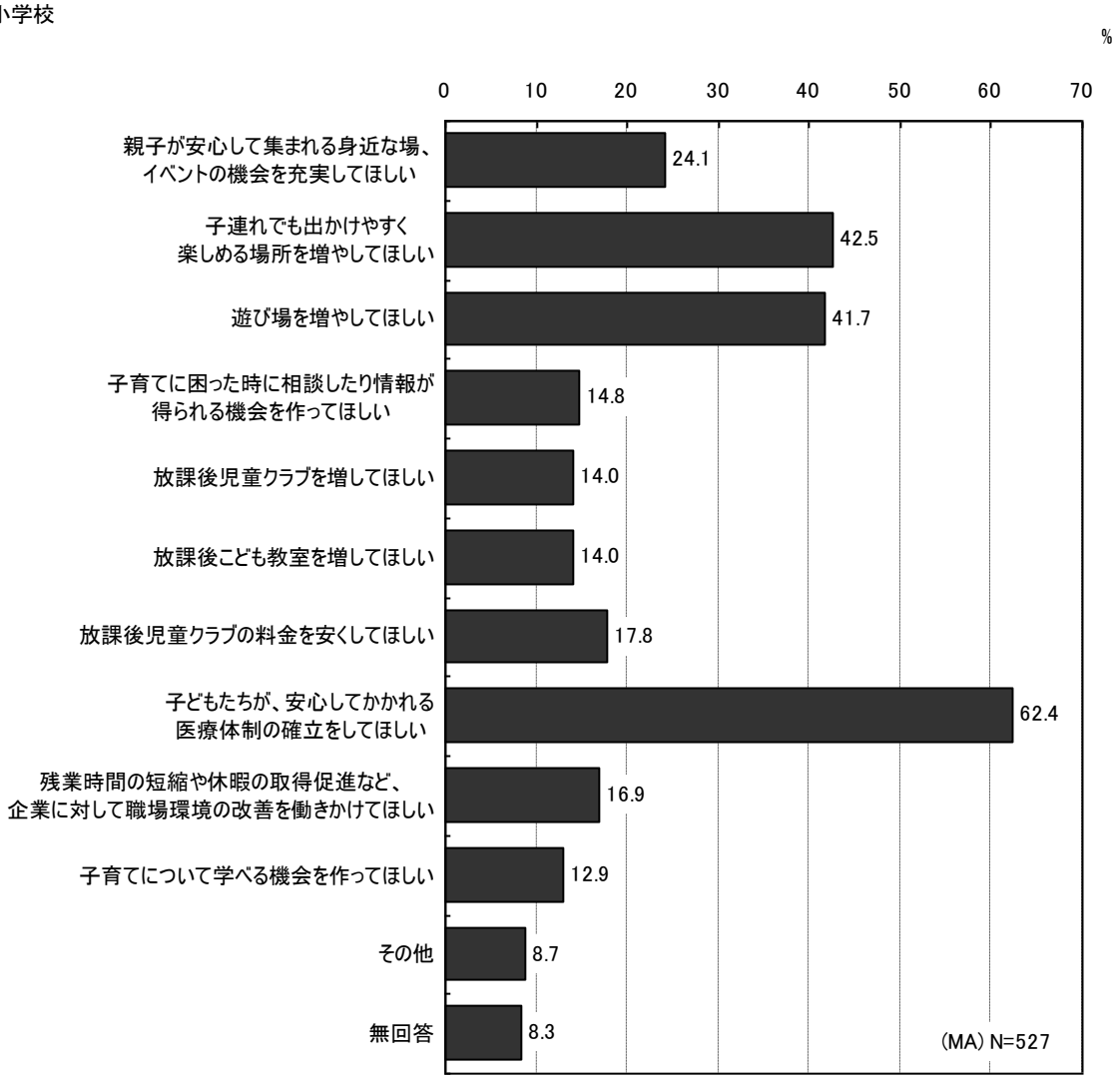
%
0
10
20
30
40
50
60
70
親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会を充実してほしい
24.1
子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい
42.5
遊び場を増やしてほしい
41.7
子育てに困った時に相談したり情報が得られる機会を作ってほしい
14.8
放課後児童クラブを増してほしい
14.0
放課後こども教室を増してほしい
14.0
放課後児童クラブの料金を安くしてほしい
17.8
子どもたちが、安心してかかれる医療体制の確立をしてほしい
62.4
残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい
16.9
子育てについて学べる機会を作ってほしい
12.9
その他
8.7
無回答
8.3
(MA) N=527

全体
（共通の項目のみ）

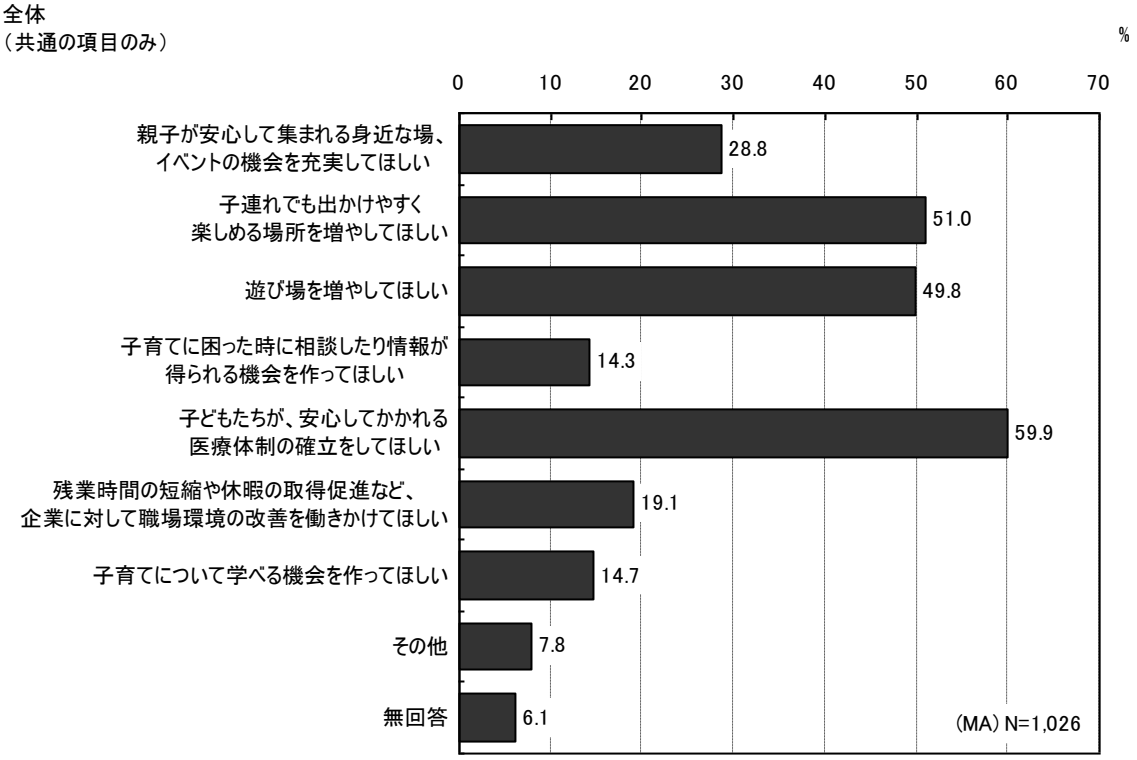
%
0
10
20
30
40
50
60
70
親子が安心して集まれる身近な場、イベントの機会を充実してほしい
28.8
子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい
51.0
遊び場を増やしてほしい
49.8
子育てに困った時に相談したり情報が得られる機会を作ってほしい
14.3
子どもたちが、安心してかかれる医療体制の確立をしてほしい
59.9
残業時間の短縮や休暇の取得促進など、企業に対して職場環境の改善を働きかけてほしい
19.1
子育てについて学べる機会を作ってほしい
14.7
その他
7.8
無回答
6.1
(MA) N=1,026

（5）アンケート結果からみる現状と課題

課題1　子育てにおける負担感の軽減

「子育てに不安や負担を感じている」割合が約半数となっています。

子育てに関しての悩みについては、「子育てに出費がかさむ」や「叱りすぎているのではないか」が上位にあがっています。

↓

・子育て家庭が抱えるさまざまな負担感や不安感を軽減するための環境づくりが必要
・子育てに楽しみを感じられるよう、親子のふれあいや対話、家族の協力を促進するとともに、家庭教育を推進することが必要
・児童虐待につながる状況の早期発見と対策のためのネットワークの充実が必要

子育てに関する相談相手では、家族や友人などの身近な人が中心となっています。また、学校や保育所のほか、保健師の役割が大きくなっています。子育ての情報の入手先についても親などの家族、友人が上位にあがっており、保育所、学校などの子どもが通う場での役割も大きくなっています。また、テレビや雑誌などのマスメディアからの情報が大きくなっています。一方で、町の関係機関、窓口などの公的機関、地域の相談員などは少数となっています。

↓

・子育てをしている保護者だけではなく、相談相手となる身近な親族・家族や地域への正しい知識の伝達が必要
・公的な相談支援窓口等の広報および周知が必要
・相談支援の関連団体等の連携などにより、問題解決のための一貫したシステムづくりが必要

課題2　子どもがのびのびと遊べる環境づくり

子どもは遊びを通して社会性や人間関係を学び、生きる力を身に付けていきます。

子どもの遊び場については、「遊び場を増やしてほしい」や、「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」などに高い回答があり、さらに自由意見でも公園や遊具、雨の日の遊び場などについて多くの意見があがっています。

↓

・安全にのびのびと遊べる場所などの確保・充実が必要
・同世代、異世代の子どもたちが集まり、交流できる場づくりが必要

課題3　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

仕事と生活の両立を希望する方が多い傾向にあり、就学前では母親の７割以上が、小学生では８割が就労しています。また、就労していない母親の就労希望のうち、就学前では９割、小学校では８割の方が、就労を希望しています。

↓

・母親の就労の支援に向けた取り組みが必要
・多様な働き方に応じた就労支援や雇用促進が必要

仕事と生活、プライベートの理想をみると、小学生の親では家庭優先にしたい方が約半数、プライベートを優先したい方が約４分の１となっていますが、現実では仕事が６割となっています。また、出産前後に仕事を辞めた方が、仕事が続けられる要因としてあげたのは、職場の環境と保育サービスと職場の両面支援となっています。

↓

・家庭や自分の時間を持て、リフレッシュできる環境づくりが必要
・事業所等の協力により、仕事と生活の調和を推進し、子育て支援があたりまえの社会づくりの推進が必要
・家族全員が役割を分担し、子育てをする社会の実現が必要

課題4　保育サービスの充実

今後希望する保育サービスでは、日曜日などの休日保育に３分の１の回答があったほか、ファミリーサポートセンター、家庭的保育などに２割前後の回答があります。

↓

・サービス業の増加などにより、土曜日、日曜日や休日の出勤などが増加しており、多様な働き方に対応する保育サービスが必要
・ファミリーサポートセンターなど、地域の協働による多様な保育サービスの展開が必要

第３章　計画の基本方針

１．計画のキーワードと将来像

本町では、新町次世代育成支援対策行動計画（前期計画）の策定時に、小学生までの子どもを育てている家庭を対象としたニーズ調査、子どもや子育てに関係する機関・グループへのヒアリング調査などを実施し、子育ての現場の声をできるだけ計画に反映できるよう努めました。

また、本計画の策定にあたって、アンケート調査を実施し、子育て世帯のニーズの把握に努めました。

それらの結果、子育てに関する住民の願いは、前期計画同様、大別して以下の２つに表されます。

■計画のキーワード

・安心して子育てをしたい
・子どもの生きる力を育みたい

後期計画に係るアンケート調査においても、住民の願いや課題は継続していることから、今後も、安心して子育てができる環境の中で子どもの生きる力がしっかりと育まれるまちをめざし、将来像を以下のように設定します。

■計画の将来像

子どもと幸せをともにする

安心・いきいきタウン　北広島町

２．基本姿勢

将来像を実現していくために、前期計画から引き続き、「子どもの幸せを第一に考える」、「家庭の子育てを支援する」、「地域の力を生かす」という３点を基本姿勢として施策を実施していきます。

（１）子どもの幸せを第一に考える

次世代育成支援の主役は子どもです。子どもをひとりの独立した人格として尊重し、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮して、施策を実施します。

（２）家庭の子育てを支援する

子育ての第一義的責任が家庭にあることは広く認識されるところです。その中で、基本的生活習慣が身についていない子どもが増えているなど、家庭の教育力の低下も指摘されています。家庭がしっかりと子どもに向きあい、愛情を注ぐことは、子どもの成長に欠かせないものです。

「家庭が子育てに関して本来的な役割を果たしていけるよう支援する」という観点から施策を実施します。

（３）地域の力を生かす

子育て中の親からは「“地域で子育て”という環境をつくってほしい」、地域住民からは「“地域の子ども”として育てたい」という思いがあるなど、地域での子育てに親と地域の双方が積極的な気持ちを持っています。

子どもに社会性を身につけさせる上でも、また、子育てに関する保護者の負担を和らげる上でも、地域が子育ての意識を持つことには大きな効果が期待されます。

これらのことから、地域の力を生かすことに重点を置き、施策を実施します。

３．重点的に取り組む方向性

アンケート調査等から得られた課題について、その改善・解消を図るために取り組む方向性を明らかにし、重点的に施策を実施していきます。

重点１　子育て支援の社会づくり

子育て中の保護者が、楽しく、安心して子育てができるよう、行政、地域、事業所等が協力していく社会の形成を促進します。

子ども手当をはじめとする経済的支援の充実や医療費等の助成、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた広報・啓発や事業所支援、ファミリーサポートセンターに参加する住民の増加に向けた意識づくりなどに取り組み、まち全体で子育てを支援する社会づくりを進めます。

重点的に取り組む施策

- 総合的な窓口の充実
- 広報誌、ホームページ等による情報提供の充実
- 子どもと家庭を支える地域社会づくり
- 安心して子どもの健康管理ができる保健医療の推進
- ファミリーサポートセンター事業の実施
- ワーク・ライフ・バランスの普及啓発
- 企業に対する関係法制度の普及啓発
- 一般事業主行動計画の策定に関する普及啓発
- 乳幼児医療費助成制度
- 児童医療費の助成制度
- 保育料負担軽減制度

重点２　子どもたちの笑顔づくり

子どもたちが健やかに成長し、社会性や人間性を学ぶことができるよう、子どもの遊びや活動、学習等の意欲を高めることができる地域づくりに努めます。

豊かな自然の中で安心・安全に遊べるよう、遊び場の確保・充実、地域の見守り支援などの仕組みづくりや、多くの子どもたちや世代間の交流等を図り、豊かな経験と丈夫な心身、郷土愛を育む、子どもの笑顔づくりを進めます。

重点的に取り組む施策

- 外出しやすいまちづくり
- バリアフリー情報
- 防犯・防災対策の充実
- 子どもの人権教育・啓発の推進
- 遊びを促すボランティアの発掘と育成
- 学校・家庭・地域の連携
- 地域交流の促進
- 世代間交流の促進
- 歴史、自然資源の有効活用
- 拠点施設の整備
- 地域活動コーディネーターの活用
- 中学生・高校生等と乳幼児のふれあい促進

重点３　ニーズに応える保育サービスづくり

昨今の保護者の多様な就労形態により、必要とされる保育サービスも多様化しています。就労の多様化、女性の社会進出は、地域の活性化にも必要なことから、保育ニーズに応えていけるような仕組みづくりに努めます。

ファミリーサポートセンターを中心に、休日等の保育体制の充実を図るとともに、必要に応じて新たな保育サービスについて検討を進めます。

重点的に取り組む施策

- 総合的な窓口の充実
- 「いいお産」の普及
- ニーズに応じた保育所の配置と運営
- 学童保育サービスの充実
- ファミリーサポートセンター事業の実施
- 父親等の子育てへの参加促進
- ワーク・ライフ・バランスの普及啓発
- 女性の再就職支援
- 一般事業主行動計画の策定に関する普及啓発

４．基本目標と施策の体系

計画の将来像に基づき、以下の基本目標のもとに施策の展開を図ることとします。

基本目標１　安心して子育てできる環境づくり

少子化、核家族化が進む現代にあっては、家庭の中に子育て経験者がいない場合や、両親以外に子どもの面倒をみることができない家庭も増えています。このため、「親となることへの不安」や「子どもの健やかな成長への不安」、「子育てと仕事の両立への不安」などを抱える保護者を地域全体で支えます。

また、生活環境の向上を図り、安心して地域で活動できるまちをつくります。

安心して子どもを産みたい・育てたい

住民の思い	施　策
・困ったときに助けてほしい ・相談できる場がほしい	**1．相談、情報提供・共有の場の充実** 総合的な窓口の充実／子育て支援センター活動の充実／子育てサークル活動への支援／広報誌、ホームページ等による情報提供の充実
・安心してかかれる医療体制がほしい ・子どもの発育・発達が気になる	**2．母子保健・医療の充実** 母子保健の充実／子どもと家庭を支える地域社会づくり／安心して子どもの健康管理ができる保健医療の推進／歯と口の健康づくりの推進／相談体制の充実／「いいお産」の普及／思春期保健対策の充実／地域に根づいた保健活動の推進
・仕事と子育てを両立したい ・保育の内容を充実してほしい	**3．保育サービスの充実** ニーズに応じた保育所の配置と運営／学童保育サービスの充実／延長保育の充実／一時保育事業の充実／休日保育／病児・病後児保育事業の充実／障害児保育事業の充実／障害児福祉サービスの充実／ファミリーサポートセンター事業の実施／保育施設等の充実／保育士の資質の向上および人員の確保／保育カリキュラムの充実
・安全に外出できる場所や環境の整備を進めてほしい	**4．安全の確保** 防犯・防災対策の充実／道路環境の安全確保／外出しやすいまちづくり／バリアフリー状況の調査と情報提供／家庭内での事故の予防啓発／安全教育の推進
・子どもを叱りすぎている気がする	**5．子どもの人権の尊重と児童虐待の防止** 子どもの人権教育・啓発の推進／児童虐待対策のための関係機関の連携強化／児童虐待の未然防止と早期発見・早期解決に向けた取り組み
・父親にも育児に参加してほしい	**6．子育てにおける男女共同参画の促進** 北広島町男女共同参画プランの推進／父親等の子育てへの参加促進
・子育てしながら働きたい ・家庭生活を優先したい	**7．仕事と生活の調和の実現** ワーク・ライフ・バランスの普及啓発／多様な働き方の実現および働き方の見直し等／女性の再就職支援／企業に対する関係法制度の普及啓発／一般事業主行動計画の策定に関する普及啓発
・子育てにはお金がかかる	**8．経済的支援の整備** 乳幼児医療費助成制度／児童医療費の助成制度／保育料負担軽減制度／チャイルドシート助成制度／ひとり親家庭等医療費助成制度／母子・父子家庭支援サービスの充実

基本目標２　子どもたちの生きる力を育む環境づくり

「子どもが幸せになってほしい」というのは、住民みんなの願いです。子どもが幸せな未来を切り開いていくためには、さまざまな体験を通して「生きる力」を身につけることが必要です。社会環境の変化や価値観の多様化を背景に、「子どもが外で遊ぶ姿を見かけない」、「基本的生活習慣が身についていない」などの声もあがっていることから、家庭・地域・保育所・学校がそれぞれの役割を担い、子どもたちが「生きる力」を身につけていける環境をつくります。

生きる力を身につけてほしい

住民の思い	施　策
・安心して遊べる場所がほしい	**1. 遊び場の充実** 遊び場の確保・充実／地域施設の有効活用／遊びを促すボランティアの発掘と育成
・子どもを叱りすぎている気がする	**2. 家庭の教育力の向上** 学習機会や情報の提供／家庭教育相談の充実／家庭教育学級の充実／家庭の教育力の育成
・学力、心の豊かさ、体力を身につけてほしい	**3. 学校等の教育環境の充実** 就学前教育の推進／幼保一元化の検討／教育体制・カリキュラムの充実／相談体制の充実／教育環境の向上／学校・家庭・地域の連携
・地域のよさを伝えたい ・地域の中で育てたい	**4. 地域の教育力の向上** 地域交流の促進／世代間交流の促進／歴史、自然資源の有効活用／拠点施設の整備／地域活動コーディネーターの活用
・障害福祉サービスを充実してほしい ・障害のある子どもの教育を充実してほしい	**5. 障害児施策の充実** 障害の早期発見・早期療育・フォロー／総合的な相談窓口の整備／情報バリアフリーの推進／障害児への適切な就学支援・就労支援／団体等の育成・強化
・食生活の乱れが気になる	**6.「食育」の推進** 家庭における食育の推進／学校・保育所等における食育の推進／地域における食育の推進
・子育ての大切さを伝える場が必要	**7. 次世代の親づくり** 中学生・高校生等と乳幼児のふれあい促進／青少年健全育成の強化／不安定就労若年者への支援・啓発

５．上位計画・他計画との関連・整合性

北広島町次世代育成支援対策行動計画（後期計画）は、上位計画である「北広島町長期総合計画」の基本目標である「地域を再生し　定住・交流の拡大をめざす」の実現のために、次代の町の担い手を育む次世代育成支援は重要な役割を果たします。「北広島町健康増進計画 まめマメきたひろしま」、「北広島町男女共同参画プラン」、「北広島町障害者プラン」、「第4期北広島町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」などの分野別福祉、保健諸計画との整合性を図りながら策定しています。

また、人権・教育・産業・環境など他の分野別計画、広島県の方針等とも整合を図りながら策定しています。

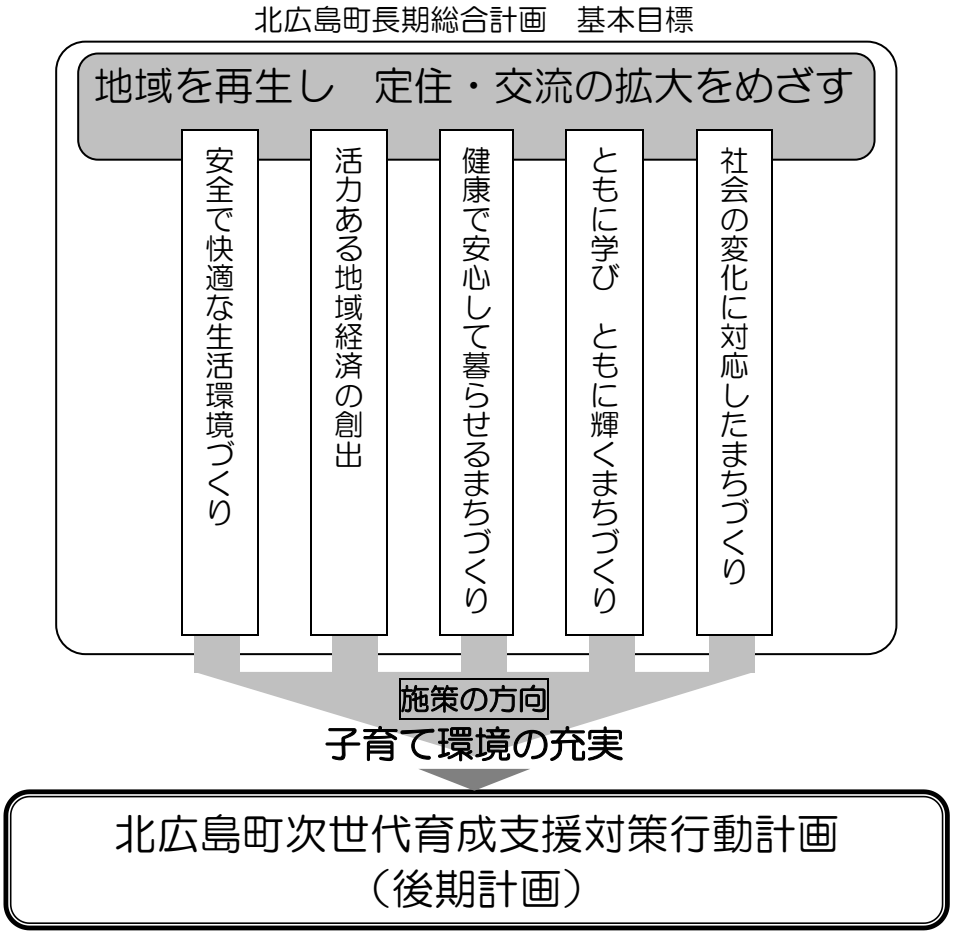

６．計画の推進にあたって

計画策定後は、「次世代育成支援対策地域協議会」において定期的に進捗状況を報告し、点検・評価します。また、計画の推進にあたっては、庁内ネットワーク連携強化を図るとともに、町内関係機関・団体等による各種ネットワーク体制との連携を図りながら、町全体で次世代育成支援を進めます。

■子育て支援ネットワーク図

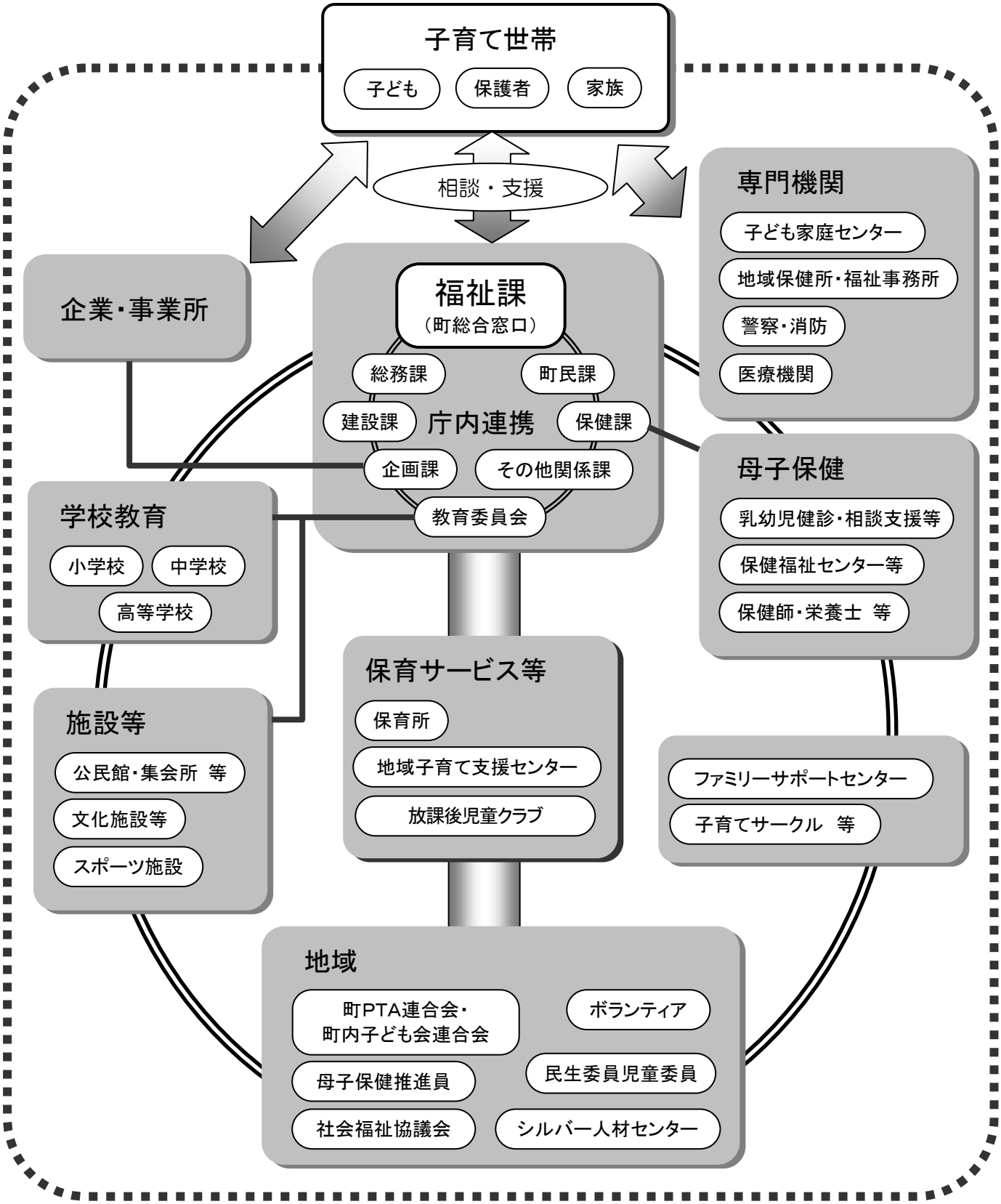

Ⅱ　各　論

第１章　安心して子育てできる環境づくり

１．相談、情報提供・共有の場の充実

現状と課題

- 平成20年度に福祉課内に「子育て支援室」を設置し、子育て支援施策に係る総合窓口として機能しています。また、庁内で「子育て連携会」を開催し、関係機関と情報の共有を図り、効率よく子育て支援に係る施策を実施するよう努めています。
- 子育て支援センターについては各地域に１か所が設置されており、また、ひろば型１か所が開設され、それぞれ特色ある支援活動を展開しています。

■地域活動支援センター設置状況

	か所数
センター型	4
ひろば型	1

- 子育てに関する情報については町広報誌、ホームページを活用し、また情報誌「子育て応援情報BOX」を発行し、子育てに役立つ情報発信に努めています。今後はホームページ「きたひろネット」の充実や定期的な更新を図るとともに「子育て応援情報BOX」の更新改訂を図る必要があります。
- 子育てに関する相談相手としては家族や友人などの身近な人が中心となっていることから、地域住民、子育てサークル、子育て世代の親世代、子どものいる世帯の大人全員への情報提供や啓発を行っていくことが必要です。

主な取り組み

重点１ **①総合的な窓口の充実**

重点３ 平成20年度に設置した「子育て支援室」を子育て支援施策に係る総合窓口として位置づけ、子どもに関連する分野の相談に一括して対応し、利用者に適した子育て支援施策をコーディネートします。また、この窓口に基幹的な機能を備えることで、子育て支援センターや保育所、学校、庁内組織、その他の機関との情報共有や連携をとりやすくし、包括的な子育て支援を展開します。

②子育て支援センター活動の充実

子育て支援センターの利用を促進するため、地域参加型行事の企画やセンター便りの配布、電話相談への積極的な対応などを強化します。センターに面識を持ってもらうきっかけづくりを促進します。

③子育てサークル活動への支援

子育て支援センターによる子育てサークルへの支援を推進します。

重点１ **④広報誌、ホームページ等による情報提供の充実**

地域の子育て情報について、町広報誌、ホームページをはじめ、さまざまな広報媒体を活用し、幅広く情報提供に努めます。

情報誌「子育て応援情報BOX」の内容を充実し、改訂版を作成します。

２．母子保健・医療の充実

現状と課題

- 乳幼児健診・育児相談・家庭訪問等、ニーズや課題に応じた母子保健事業を充実させ、継続した支援体制を整備しています。
- 母子健康手帳交付時から個々の相談に応じ、育児不安の軽減に努めています。特に家庭訪問は生後3か月までに全戸把握できるよう行い、また、学校・保育所での出前講座を開催するなど健康づくりを進めています。
- 継続して支援システムのスキルアップを図り、学校・保育所・支援センター等と情報を共有し、連携をさらに強化していく必要があります。
- 子育てに関する不安や負担では、子育てにかかる費用や、子どもの病気・発達に関することが上位項目にあがっています。また、子どもたちがいつでも安心して医療にかかれる体制づくりが求められています。

主な取り組み

①母子保健の充実

子どもが健やかに育つために必要な生活習慣の確立と、育児不安の軽減のために、乳幼児健診、育児相談、家庭訪問等の母子保健事業の充実を図ります。家庭訪問においては、生後３か月以内の子どものいる全世帯を把握し、必要な子育て支援につなげます。

また、児童虐待防止の視点を含めた継続した支援体制のシステムの活用を図り、学校・保育所・子育て支援センター等と情報を共有し、連携体制の強化を図るとともに、要保護児童への対応の充実を図ります。

重点１ ②子どもと家庭を支える地域社会づくり

家族・地域の子育て意識を育て、家庭の育児力を高めます。また、子どもの生きる力を育てる「食育」「遊び」「体験」等を、子育て支援センター・保育所等と連携を図りながら地域ぐるみで進めます。

重点１ ③安心して子どもの健康管理ができる保健医療の推進

子どもの健康について、継続した支援体制がとれるよう、乳幼児期から学齢期までの健康診査などの情報システムの活用をより一層進めます。また、子どもの健康をより適切に保つとともに、保護者の育児不安の解消に大きな役割を果たす、かかりつけ医を各家庭で確保するよう引き続き啓発に努めます。加えて、小児救急医療・周産期医療・広域予防接種などの保健医療サービスが十分に活用されるよう情報の周知を図ります。

④歯と口の健康づくりの推進

乳幼児の歯については、保護者による健康管理が重要であるため、母親の妊娠期から、歯と口の健康の重要性の啓発、歯磨きや食生活についての相談・指導を乳幼児健診、ふれあい相談、育児相談等の機会を捉えて実施します。また、歯科医院との連携

により、乳幼児・学齢期の子どもや保護者を対象として、保育所・学校等との連携した出前講座等を実施し、フッ素洗口事業やフッ素塗布などの丈夫な歯づくりと、虫歯・歯周病の予防に重点をおいた健康づくりを進めます。

⑤相談体制の充実

母子健康手帳交付時から一人ひとりの母親にかかわり、産後うつ等メンタル面でのサポート体制の充実を図ります。また、しつけや育児等に母親がひとりで悩まないよう、仲間づくりと相談ができる場の情報提供を進めます。加えて、障害や発達状況などが気になる子どもたちに対して、一人ひとりを大切にする、保育所、子育て支援センター、学校等が連携したネットワークの活用と充実を図ります。

重点3 ⑥「いいお産」の普及

「いいお産」の普及を図るため、妊婦教室や相談の場、親同士の交流の場の提供を充実します。また、子育てには父性の役割も重要であるため、妊婦教室等への父親の参加を一層促進します。

⑦思春期保健対策の充実

子どもが命を大切にすることができ、また自分がかけがえのない存在であることを実感し、認めることができるようにするために、学校保健と連携をとり、性や性感染症予防に関する正しい知識の普及を図ります。また、喫煙、飲酒や薬物等に関する正しい知識を伝え健康意識の向上に努めます。

⑧地域に根づいた保健活動の推進

母子保健推進員、民生委員・児童委員等による地域に密着した保健活動を一層充実し、関係機関等との連携を深めます。そのため、研修会を積極的に進め、資質の向上を図ります。

３．保育サービスの充実

現状と課題

- 平成21年度においては、保育所の待機児童はなく、希望する全員が保育所に通所できていますが、希望する保育所に入所できてないケースがあり、対策が必要です。
- 放課後児童クラブの新設により、多くの児童の受け入れが可能となりました。現在夏季のみ運営されている芸北地域の放課後児童クラブについて、常設に向けた検討が必要です。
- 病児・病後児保育を実施し、当初の利用料を見直すことで、利用しやすくなっていますが、利用が少なく、住民への周知啓発が必要です。
- 休日保育についての希望が高いことから、本計画中での実施の方向性を検討するとともに、ファミリーサポートセンター事業の早期実現を図り、総合的なサービスを展開する必要があります。
- 特定保育等について、ファミリーサポートセンター事業の早期実現を図り、計画的に進める必要があります。

主な取り組み

重点３ **①ニーズに応じた保育所の配置と運営**

利用希望者の利便性や希望を尊重し、適正な定員数の見直しをはじめ、入所児童の低年齢化に伴う乳幼児保育等、多様な保育ニーズに対応する保育所の配置と運営に努めます。

重点３ **②学童保育サービスの充実**

放課後児童クラブや放課後子ども教室等の連携を図り、利用希望者数等を考慮しながら、放課後や長期休業日などにおける児童の健全育成を図ります。

また、芸北地域において夏季のみ開設している放課後児童クラブについて、常設への移行を検討します。

放課後児童クラブの利用料について、利用者の経済状態やクラブの運営状況等を考慮し、適正な料金への見直しを検討します。

③延長保育の充実

１１時間を超えて保育を行う延長保育事業について、全保育所での実施を検討します。また、利用者のニーズを把握し、必要な時間帯における保育サービスについて実施の方法等を検討します。

④一時保育事業の充実

一時的に保育が必要となる児童の保育を行う一時保育について、現在の各保育所での対応を充実するとともに、利用料等の統一を検討します。

⑤休日保育

就業形態の多様化等に伴い、休日に保護者が面倒を見ることができない子どもの保育について、保育所等での休日保育の実施が可能であるか検討します。

⑥病児・病後児保育事業の充実

病気の時、もしくは病気の回復期にあり、保護者が就労などにより面倒をみることができない子どもの保育について、サービスの充実と利用の周知徹底、促進を図ります。

⑦障害児保育事業の充実

保育に欠ける障害のある児童を保育所で受け入れ、健常児とともに集団保育を行う障害児保育事業を進めます。実施にあたっては、保育所の人員加配を行うなど、独自の体制整備の充実に努めます。

⑧障害児福祉サービスの充実

障害のある児童が健常児と等しく生活をするための障害児福祉サービスについて、児童福祉の視点から取り組みの充実を図ります。

障害者自立支援法に基づく障害児福祉サービスについて、質・量の確保に努めます。

重点1 重点3 ⑨ファミリーサポートセンター事業の実施

特定保育、休日保育、一時保育など、多様化する子育て支援サービスの一体的な実施およびニーズに応じた柔軟なサービス提供を行うため、ファミリーサポートセンターの開設を推進します。

⑩保育施設等の充実

多様化する保育ニーズや子育て支援に対応するため、保育サービスの質の確保、必要に応じた保育施設等の整備について、順次、計画的に進めるよう努めます。

⑪保育士の資質の向上および人員の確保

保育士の資質の向上と、適切な人員配置に向け、保育士等の研修機会の確保と体制づくりに努めます。

⑫保育カリキュラムの充実

保育ニーズの多様化を踏まえ、保育指針に基づく保育の計画等、各保育所の独自性を創出し、特色のある保育所をめざします。

４．安全の確保

現状と課題

- 保育所、学校、放課後児童クラブで防犯・防災教室を開催し、防犯・防災意識の向上につながっています。
- 町内の公共施設に関しては、ベビーシート等の設置状況について、情報誌に掲載し、情報提供に努めていますが、今後も町内の公共施設のバリアフリー状況調査を実施し、情報提供を行い、外出しやすい町づくりを進める必要があります。

主な取り組み

重点２ ①防犯・防災対策の充実

犯罪に対しては、地域の結束力を示すことが効果的であることから、地域の協力のもと「子ども110番の家」への取り組みを引き続き推進し、犯罪の未然防止と万が一の場合の子どもの安全確保を図ります。また、保育所、学校、放課後児童クラブなど、子どもが集団で生活する場において犯罪の被害にあうことがないよう、各施設と警察や地域が密接に連携した防犯体制を整備します。

さらに、各小学校で防犯教室の開催を行うとともに、放課後児童クラブにおいて防災教室を実施するなど、子どもの防犯・防災意識の向上に努めるとともに、各教室の実施回数の増加や参加者の増員を推進します。

災害に対しては、地域における自主防災組織の取り組みを強化し、子どもをはじめとした災害弱者への配慮も十分なされた地域防災体制の確立を進めます。

保育所、学校などでは、避難訓練を強化するとともに、防災設備の点検・充実に努めます。

②道路環境の安全確保

国道186号、261号、433号、安佐豊平芸北線、千代田八千代線などの幹線道路をはじめ、通学路となる道を中心に歩道等の整備や段差解消など、道路環境の安全確保に向けて広島県と協議をしながら引き続き促進します。

また、歩道の除雪や清掃等の道路管理について、アダプト活動団体等の協力を受けながら適正な維持管理の円滑化・効率化に努めます。

重点２ ③外出しやすいまちづくり

妊産婦や子どもが安心して外出できるよう、施設、道路、公園、交通機関などにおける段差の解消等のバリアフリー化を推進します。また、公共施設などにおいて、子どもと一緒に利用できるトイレ等の整備を促進します。

施設等においては老朽化しているものもあることから、耐震化・長寿命化等に計画的に取り組みます。

重点2 ④バリアフリー状況の調査と情報提供

ベビーシート、授乳室等、バリアフリー状況について「子育て応援情報BOX」や広報等を利用して情報の提供に努めます。また、町内の公共施設のバリアフリー状況調査を実施し、今後の整備に生かすとともに、「子育て応援情報BOX」等を利用してお知らせします。

近隣市町と連携を図り、町民がよく出かける地域のバリアフリー情報の提供を図ります。

⑤家庭内での事故の予防啓発

子どもは好奇心が強く、誤飲、溺水、やけどといった事故を起こしやすいことから、「ふれあいニュース」等で事故予防についての情報を提供し、保護者に対して子どもに起きやすい事故の予防知識や応急処置・心肺蘇生法の普及・啓発を図ります。また、育児相談や乳幼児健診等の機会を捉え、個々の発達に応じて情報を提供します。

保育所、子育て支援センターと連携し、引き続き子どもや保護者への予防啓発を進めます。

⑥安全教育の推進

各保育所、小学校において、子どもの成長に応じ、「子ども110番の家」の意味や位置を知らせたり、交通安全教室、避難訓練、応急処置・心肺蘇生法、犯罪に巻き込まれないための教育等の安全教育を充実し、自分の身を守る能力を養っていきます。

５．子どもの人権の尊重と児童虐待の防止

現状と課題

- 「児童の権利に関する条約」などの理念を広く周知し、子どもの権利と人権について、引き続き広く町民の意識の向上を図る必要があります。
- 全国的に児童虐待の増加が社会問題となっています。広島県においても県こども家庭センターへの児童虐待の相談件数は増加の傾向にあり、意識の啓発が求められています。
- 児童虐待は家庭外に表面化しないこともあることから、保育所、学校等における子どもたちの様子や、地域の見守りを相談支援につなげていく連携体制づくりが必要です。

主な取り組み

重点2 **①子どもの人権教育・啓発の推進**

「きたひろネット」や「広報きたひろしま」等を通じ、子どもの人権についての広報啓発を行います。また、「児童の権利に関する条約」の理念について、町民に対する意識啓発を推進します。

②児童虐待対策のための関係機関の連携強化

児童に関わる町内関係機関が連携し、適切な助言や指導などが行える体制の強化に努めます。また、県こども家庭センターとも連携し相談、援助体制の一層の充実を図ります。

③児童虐待の未然防止と早期発見・早期解決に向けた取り組み

児童虐待についての正しい理解や未然防止の必要性について啓発するとともに、早期発見・早期対応から再発防止に至るまでの一貫した取り組みを推進します。

また、関係機関、関係者等への意識啓発や事例等の情報伝達に努め、相談支援体制の向上を図ります。

６．子育てにおける男女共同参画の推進

現状と課題

- 平成20年度に北広島町男女共同参画プランを策定しました。計画の理念である「魅力・つながり・やさしさづくり」へ向けて、連携して施策展開を進める必要があります。
- 父親の妊婦教室の参加が少ないながらもありましたが、今後とも参加の促進を進め、男女がそろって子育てをするよう、啓発に努める必要があります。
- 子育ての相談先として、配偶者への相談が最も多く、子どもの育成、しつけなどの方針については夫婦で決めている実態がみられることから、母親、父親の両方に対する相談支援と情報の提供を行う必要があります。

主な取り組み

①北広島町男女共同参画プランの推進

北広島町男女共同参画プランに基づき、男女がともに安心して子どもを産み育てることができるよう、「魅力・つながり・やさしさづくり」へ向けて、社会全体の環境づくりを進めます。

重点3 **②父親等の子育てへの参加促進**

妊婦教室等をはじめとして、子育て全般への父親の参加促進を図るため、子育てに関する情報や子育て意識の周知を推進するとともに、父親の参加しやすい教室等の開催について検討します。

７．仕事と生活の調和の実現

現状と課題

- 企業に対する関係法制度、一般事業主行動計画の策定に関する普及啓発については、町としては未実施となっているものの、国・県レベルでの啓発と協調し、進めています。今後とも関係機関の情報収集を行い、情報提供の充実を図る必要があります。
- 仕事をしていない母親の就労意欲が高くなっています。これらに対応するため、女性の再就職に向け、母子自立支援プログラム策定員を福祉課に設置し、就労希望者へ相談・支援を実施しています。
- 出産を期に離職した母親のうち、約半数は職場や家庭の理解と保育サービスの利用により就労を続けることができたとしていることや、育児休業制度などの利用が３分の１に達していないなど、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の社会への浸透を図る必要があります。

主な取り組み

重点1 ①ワーク・ライフ・バランスの普及啓発
重点3

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の考え方を広め、事業所や就労者、関係団体等への普及啓発に努めるとともに、子育て支援や介護などのための社会基盤づくりを積極的に進めます。

②多様な働き方の実現および働き方の見直し等

男女を問わず、多様な働き方に対応した取り組みを進め、子育て等を自分の力で行いながら仕事を続けられるよう、労働時間の短縮・柔軟化等を促進します。

重点3 ③女性の再就職支援

ハローワークなどと連携しながら、女性の再就職に向けた情報の提供に努めます。また、再雇用制度の普及・啓発に努めます。

福祉課に設置した母子自立支援プログラム策定員を活用し、就労希望者へ相談・支援を進めます。

重点1 ④企業に対する関係法制度の普及啓発

育児休業等関係法制度等の関係する法制度の遵守を企業に対して働きかけていきます。

また、子育てサポートの認定マーク「くるみん」の取得に向けた企業や法人等の取り組みを積極的に支援します。

※認定マーク「くるみん」

少子化対策を図り子育て支援など一定の基準を満たした企業や法人などが厚生労働省によって認定され、そのマークを広告や商品などに付け加えることができるもの。

重点1 ⑤一般事業主行動計画の策定に関する普及啓発
重点3

平成23年度から一般事業主行動計画の策定義務が、常時雇用する労働者が100人を超える企業となりますが、策定の義務がない常時雇用する労働者が100人以下である企業にも、引き続き行動計画の策定を呼びかけていきます。

８．経済的支援の整備

現状と課題

- 保育料の負担軽減について、第３子の無料化をはじめ、保育料の見直しを平成21年度より行い、近隣市と格差のない価格へと改正しました。
- 児童医療費助成について、平成21年度より小学生へと対象を拡大し、児童医療費助成制度（入院のみ）を開始しています。
- ひとり親医療費助成については、県制度の対象者を町独自で拡大し、所得制限の緩和を行っています。
- 子育て世帯の不安や負担感では、子育てにかかる費用への負担感が多くなっていることから、平成21年度に行った各種の経済的支援を引き続き行うとともに、負担となっている要因について、相談・支援を行う必要があります。

主な取り組み

重点１ **①乳幼児医療費助成制度**

0歳～小学校入学前までの子どもの入院、入院外を対象に、乳幼児が受けた医療費の自己負担分を助成します。

重点１ **②児童医療費の助成制度**

小学生の入院を対象とし、児童が受けた医療費の一部を助成します。

重点１ **③保育料負担軽減制度**

町民税非課税世帯において保育料の無料化を引き続き行います。

また、所得税非課税世帯においては保育料の一部の減額を引き続き行います。

さらに、第３子以後の保育所の利用については、保育料の無料化を引き続き実施します。

④チャイルドシート助成制度

町内に住所を有する家庭を対象に、チャイルドシート助成制度を実施します。

また、子どもを有しない世帯であっても、一時的に子どもや孫などを自家用車に乗せる機会がある家族についても助成の対象とします。

⑤ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭等に医療費の助成を行います。広島県の基準より緩やかな町独自の支給基準を設定し、ひとり親家庭等の方が受けた医療費の自己負担分を助成します。

⑥母子・父子家庭支援サービスの充実

母子自立支援員・家庭相談員等により、母子・父子家庭への自立に向け、個々の実情にあった相談支援の対応に努めます。

第２章　子どもたちの生きる力を育む環境づくり

１．遊び場の充実

現状と課題

- 新設の公園等施設の設置はできていないが、公民館、図書館、保健センターなどとの連携により各種事業を実施し、既存の施設での有効利用に努めています。
- 町内各施設の遊具の安全点検等を進め、必要に応じて改修を行っています。
- さまざまな遊びの展開を促すボランティアを発掘・育成し、活動できる体制づくりの確立、遊び場の確保・充実と施設利用についての情報提供を進める必要があります。
- 本町は豊かな自然環境に恵まれ、全町が自然の遊び場といえます。子どもたちが、まちの豊かな自然の中で遊ぶことができるよう、自然環境の保全や安全な場所の情報提供などに努めるとともに、保護者に対しても屋外で遊ぶ大切さを伝えるなど、自然を生かした遊び場の創出に向けた啓発活動が必要です。
- 子育て支援の充実で望まれていることでは、「遊び場を増やしてほしい」や「子連れでも出かけやすく楽しめる場所を増やしてほしい」などの要望が高くなっており、安心して家族で遊べる場が求められています。

主な取り組み

①遊び場の確保・充実

子育て親子が自由に安心して遊べる場所の確保・充実と施設の利用について住民に情報提供を行います。また、既存の施設の遊具の点検・整備について引き続き実施するとともに、安心、安全な環境への改善に努めます。

②地域施設の有効活用

保育所や学校、公民館、図書館、保健センターなどの既存施設と提携し、子どもが身近で遊べる場所の提供を行うとともに、多くの団体等と交流ができ、情報を得る場となるよう、地域施設の有効活用を推進します。

重点２ **③遊びを促すボランティアの発掘と育成**

さまざまな遊びの展開を促すボランティアの発掘・育成を図るとともに、保育や教育、その他さまざまな場で活動できるような体制づくりを進めます。

また、ボランティアや地域の人たちが見守ることができる範囲内において、自由な遊びが可能となるよう、人員の発掘と育成、そして遊びの場の確保・充実を図ります。

２．家庭の教育力の向上

現状と課題

- 母子保健事業でスマイル教室、離乳食教室等を実施し、個々の発達に合わせた情報を提供しています。
- 家庭教育支援事業として家庭教育相談員を配置し、児童生徒の保護者を対象とした家庭教育相談を行っているが、地域が限られていることから更に充実が求められています。また、コーディネーターを設置し、町内の親子で活動できる場所等の再調査を行いました。今後は、情報収集したものを提供できる具体策の検討が必要です。
- ＰＴＡの家庭教育力向上の強化・家庭教育の重要性の意識づけが課題となっています。

主な取り組み

①学習機会や情報の提供

離乳食教室、育児相談などで、個々の発達に合わせた情報を提供し、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会や情報の提供を行います。また、「子育て応援情報ＢＯＸ」の改訂版を発行し、情報提供を行います。

②家庭教育相談の充実

家庭教育支援事業として、児童生徒の保護者を対象とした、家庭教育相談員を中学校区ごとに配置できるよう相談事業の充実を図ります。

③家庭教育学級の充実

スマイル教室や離乳食教室等を実施し、子どもへのかかわり方や食の大切さなどを伝えます。また、各学校で開催する講座については、ＰＴＡをはじめ、地域住民への参加を呼びかけるなど、学校と保護者・地域の連携を強化し、地域課題の解決に向けた取り組みにつながるよう内容の充実を図ります。

④家庭の教育力の育成

乳幼児や児童生徒の保護者を対象とした、講座等を開催し、親の意識の向上を図ります。また、父親教室の開催などにより、両親が協力して家庭教育に取り組めるよう支援します。

３．学校等の教育環境の充実

現状と課題

- 保育所･小学校が連携することにより小学校入学時の教育環境の変化に対応しています。また、就学指導の段階で個別実態に応じた連携を行っています。
- 小中一貫・連携教育推進事業を実施し、中学校区ごとに小中学校９年間の継続性を重視した教育を行っています。
- 幼保一元化の施設として､平成19年度に八幡こども園(定員10人)を設置しています。今後は全町的な施設のあり方の検討が必要です。
- 各中学校にはスクールカウンセラーを県事業で配置していますが､制度の拡充が必要となっています。
- 平成21年度に義務教育の目標や理念、基本的な方向性を示した「きたひろしま・夢・まなびプラン」を策定しています。教育の質を高めることを基本とし、小中一貫連携教育の推進や学校の適正規模・配置等が示されています。学校の統廃合については関係者の理解を深めることが必要です。あわせて、平成19年度より実施した通学区域の弾力化の検証を行うことが求められています。

主な取り組み

①就学前教育の推進

家庭や小学校、保育所の連携のもと、小学校入学時の環境変化に対応し、戸惑いなく小学校生活が送れるように、幼児期の成長発達段階に応じた適切な就学前教育に努めます。年間を通した定期的な保育所・小学校連携により、教職員間の保育・教育に関する共通認識を進めるため、福祉・教育行政を含めた組織的な連携体制の整備を検討します。

②幼保一元化の検討

幼稚園と保育所の両方の良いところを生かした施設のあり方について検討します。

③教育体制・カリキュラムの充実

義務教育においては、基礎・基本の学力の一層の定着、個性を伸ばす教育や社会の変化、ふるさとに誇りを持ち続ける特色ある教育を推進します。

小中一貫連携教育推進事業を実施し、小学校・中学校９年間を区切ることなく、義務教育の連続性、継続性を重視した、学校運営・教育指導を推進します。

④相談体制の充実

各中学校に配置しているスクールカウンセラーを活用し、子どもや保護者、教職員への指導・助言・カウンセリングの充実を図ります。

⑤教育環境の向上

「きたひろしま・夢・まなびプラン」に基づき、教育の質を高めることを基本に、学校の適正配置に取り組むとともに、安全な学校施設の整備を推進します。学校の統廃

合については保護者理解を深めながら、当面は複式学級解消の地域理解を求めます。通学区域の弾力化について検証し、学校統廃合との整合性について検討します。

重点2 ⑥学校・家庭・地域の連携

地域から信頼される学校づくりを学校教育目標の一つに掲げ、家庭・地域における教育力を強化します。学校情報の地域への発信・学校行事の住民参加を積極的に促し、学校教育への理解をより一層深めます。

４．地域の教育力の向上

現状と課題

- 保育所・学校・公民館等において、各種さまざまな地域との交流会等を開催し、世代間の交流を進めています。地域の教育資源を結ぶ人材の育成を図り、地域グループの活動の場の提供を行っていくことが必要となっています。
- 各保育所において縦割り保育を実施しています。また、地域住民との交流として、老人クラブと季節ごとの行事や施設訪問を積極的に行っており、子どもたちの社会性が育まれています。
- 小学校では“学校へ行こう”週間の取り組みとして、世代交流会を実施しているほか、多くの学校で祖父母学級を実施しています。地域の老人会や祖父母の指導のもと、ものづくりや収穫祭などを通して交流する機会を設定することで、豊かな人間性の育成が図られています。
- 学校、地域の保存活用団体と協力して町域の自然・歴史遺産の現地学習を行っています。自発的活動が定着した団体もあり、活発な活用が図られているところもありますが、地域によって活動に格差が生じており、学校や団体への啓発や情報提供が課題となっています。

主な取り組み

重点２ **①地域交流の促進**

公民館等の事業において、地域のボランティアの協力を得ながら、子育て世代間の交流の場として、交流促進の取り組みを一層充実します。

重点２ **②世代間交流の促進**

子どもの豊かな社会性を育むため、保育所、学校その他の機関において、縦割り保育の実施、老人クラブとの季節ごとの行事、施設訪問などに取り組みます。また、交流を行い、多世代とふれあうことにより、子どもたちの社会性・人間性の育成を図ります。

さらに、学校に地域の大人が参加する“学校へ行こう”週間や祖父母学級等に積極的に取り組み、地域や学校、保護者の行事としての位置づけが継続されるよう、実施のあり方等を検討します。

重点２ **③歴史、自然資源の有効活用**

豊かな心や地域を愛する気持ちを育むため、本町の歴史や自然資源を生かし、学校、地域の保存活用団体と協力して町域の自然・歴史遺産の現地学習の機会を充実します。また、地域と連携した取り組みにおいては、小・中学校ごとに取り組みの差があることから、活動の促進・啓発を計画的に行います。

重点2 **④拠点施設の整備**

ふれあいセンター、図書館、文化ホール、公民館、運動公園など、地域における教育の拠点となる文化施設、スポーツ施設の整備、改修、またシステム化による有効利用を進めます。

重点2 **⑤地域活動コーディネーターの活用**

地域活動を活発化するため、地域活動をつくり出すコーディネート能力を持つ町内外の人材を積極的に活用するとともに、コーディネーターの育成や全地域に地域グループを発足させ、活動の場を提供することを検討します。

５．障害児施策の充実

現状と課題

- 平成17年度の発達障害者支援法の施行、平成18年度の障害者自立支援法の施行と支援費制度の廃止、平成19年度の学校教育法の改正施行、平成21年度の児童福祉法の改正施行等により、障害のある児童をめぐる保育、療育、支援、教育の状況は大きく変化しています。児童福祉や母子保健の中で障害等の早期発見、療養、保育を実施するほか、特別支援教育の実施、障害児福祉サービスの実施等、国の政策等と連携しながら進めていく必要があります。

- 乳幼児に対し相談会等を開催し、早期発見に努めているほか、障害者専門相談員を設置し、相談体制の整備を行い、保健師との連携により、相談者のニーズに応え、不安解消に努めています。

- 障害の早期発見・早期療育・フォローを引き続き行い、スタッフの質の向上を図る必要があります。町内の障害福祉サービスの提供事業所の拡大および就労先の開拓、保護者の会の継続支援などを行っていく必要があります。

主な取り組み

①障害の早期発見・早期療育・フォロー

乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を推進するほか、保育所、学校、医療機関、専門機関、行政の療育ネットワークの構築を推進します。また、発達障害等についての知識の普及を図るなど、健診等に携わる関係者の質の向上を図ります。

子どもの発達に何らかの問題が認められる場合の早期療育、成長のフォロー体制について、療育ネットワークにおける連携を図るほか、保護者への対応など、個々の発達状況に応じた相談・支援体制の構築を図ります。

②総合的な相談窓口の整備

保護者の育児不安の軽減のための相談支援の充実を図ります。

行政関係機関、保育所、学校、社会福祉協議会、保健所、病院等による相談支援体制の連携を図り、一人ひとりのニーズに応じた相談支援が受けられるよう、体制の整備を図ります。

③情報バリアフリーの推進

行政の情報収集・共有・発信の機能を充実するため、コミュニケーション支援事業による、手話・点訳等のボランティアの育成・活用を進めます。また、「きたひろネット」をはじめとするインターネット、ホームページの活用を図ります。

「広報きたひろしま」や「議会だより」などを音訳した声の広報等発行事業を進めます。

情報を必要とする人が自ら情報を収集・活用する能力を高めるため、障害者団体やサービス事業者などによる情報発信の支援を行います。

④障害児への適切な就学支援・就労支援

特別支援学校と町内の学校との連携を強化し、特別支援教育支援員の配置等の教育環境の充実に努めます。

発達障害等への教職員、保護者の理解の促進を図り、ともに学び、ともに遊ぶ学校づくりを進めます。

ハローワークや障害福祉サービス事業者、広島障害者就業・生活支援センターと連携し、障害の状況や程度に合わせた就労支援を行うほか、就労の定着に向けた取り組みを行います。

⑤団体等の育成・強化

社会福祉協議会のサポートによる保護者の会の立ち上げを支援するなど、団体活動の周知、理解促進および組織強化を図るとともに、活動費の助成や情報提供といった活動支援を引き続き行います。

また、各団体の交流会等の開催を促進し、相互の連携強化を図るとともに、さまざまな交流や情報交換により、保護者の不安解消が図られるよう、必要な情報の提供等に努めます。

６．「食育」の推進

現状と課題

- 保育所・学校において、保健師、栄養士による出前教室、また北広島町食生活改善推進協議会と連携し料理教室の開催など食育の取り組みを充実させています。
- 各学校において、食育推進計画に基づき、食に関する指導をさらに充実させる必要があります。
- 食習慣は家庭による影響が大きいため、保育所・学校等と連携し、保護者への啓発に努める必要があります。
- 「北広島町食育推進計画（仮称）」の策定による全町的な食育の取り組みが必要です。

主な取り組み

①家庭における食育の推進

保護者と子どもの食に対する関心と理解を深め、望ましい食習慣を確立するため、啓発を推進します。また、乳幼児健診、育児相談などの機会を捉えた栄養指導・離乳食指導などの充実に努めます。

今後も保護者への啓発を行い、「朝食摂取率100%」から、「朝食の内容」のレベルアップが図られるよう、啓発・指導を推進します。

②保育所・学校等における食育の推進

保育所・小学校で出前教室を実施するなど、食育に関する指導体制を整備し、食を通じたさまざまな体験活動を充実させ、子どもの豊かな心を育みます。また、望ましい食習慣を身につけ、心身ともに健康な生活を営めるよう、食に関する保護者への情報提供にも努めます。

また、各保育所、学校において、食育推進計画を作成し、食育に関する指導の充実を図ります。さらに、全学校での給食実施と内容の充実を図ります。

③地域における食育の推進

地域において、生活習慣病の予防、健康増進のための食育が推進されるよう、関連する活動を行っている団体やボランティア等との連携を深め、地域での食生活改善活動、町広報への記事の掲載、毎月19日の「食育の日」や10月19日の「ひろしま食育の日」・「ひろしま食育ウィーク」の啓発を積極的に行います。

また、地域資源を生かした体験活動や地域の食文化についての学習の機会を充実します。

さらに、「北広島町食育推進計画（仮称）」の策定を推進します。

7．次世代の親づくり

現状と課題

- 中学校のキャリア教育において、保育所での保育実習体験を通して、乳幼児とふれあう機会を提供しており、子どもたちのコミュニケーション力の向上に寄与しています。子どもを産み育てることの意義についての関心を高めるため、乳幼児とふれあう場の提供を今後も進めることが必要です。
- 北広島町青少年育成推進協議会を中心とした健全育成事業を行い、正しい社会性を身につけるよう導く事業を展開しています。全町的な取り組みとなるよう促進していく必要があります。
- 安定就労へ向け、就職先紹介を行う北広島暮らしアドバイザーを配置し、就労の相談支援を行っています。継続的な支援ができる体制づくりが求められています。

主な取り組み

重点2 **①中学生・高校生等と乳幼児のふれあい促進**

学校と保育所等、子育て支援関係機関との連携のもと、中学校のキャリア教育における保育所訪問等、中学生、高校生と乳幼児とのふれあいを進める中で、命の大切さや親への理解を深めるとともに、コミュニケーションの力を身につけます。

②青少年健全育成の強化

北広島町青少年育成推進協議会を中心とした健全育成事業を推進します。

青少年を対象とした相談窓口の周知を図り、心のケアに努めます。また、学校・警察などと連携しながら、非行防止活動を強化していきます。加えて、影響が心配される性、暴力等の有害情報について、関係業界に対し自主的措置を働きかけるなど、対応を進めます。

③不安定就労若年者への支援・啓発

県と連携しながら、安定就労に向けて若者に対する啓発活動に努めます。また、北広島暮らしアドバイザーを活用し、ハローワーク等関係機関と連携しながら、若者の安定就労への支援を進めます。

さらに、非正規雇用就労者に対する社会保障等の支援について、国・県と連携しながら進めるほか、事業主への制度や助成等の啓発を行います。

第３章　数値目標

全国共通で設定が期待される事業項目と目標水準

前期計画において設定する目標の達成状況および後期計画における平成26年度目標は以下の通りです。

目標値の設定にあたっては、児童人口推計およびニーズ調査における保育サービスのニーズ量を検討し、実施可能な目標としています。

事　業　名		平成 21 年 前期計画目標	平成 21 年 実績（9月末）	平成 26 年 目　標
1. 通常保育事業		600人	655 人 14 か所	604 人 14 か所
	3歳未満		213 人	204 人
	3～5歳		442 人	400 人
	特定保育事業 ※満３歳未満児を対象に保護者の就労状態により「週2、３日の利用」または「午前ないし午後だけの利用」が可能な保育を行う	3か所	未実施	ファミリーサポートセンター事業として実施検討
2. 夜間帯の保育サービス（延長・夜間・深夜・早朝帯）	延長保育事業 ※11時間を超えて保育所を開所し保育を行う。	7か所	7か所	8か所
	夜間・トワイライト保育	未設定	未実施	利用者のニーズにあわせ対応を図る
3. 休日保育事業		未設定	未実施	ファミリーサポートセンター事業として実施検討
4. 病児・病後児保育事業 ※医療機関に隣接しているなど環境の整った施設で急変期を過ぎた病後児を看護師等が保育する。	体調不良型	未設定	未実施	利用者のニーズにあわせ対応を図る
	病児・病後児対応型	定員5人 1か所	定員3人 1か所	定員3人 1か所
5. 放課後児童健全育成事業	※保護者が仕事などで昼間家庭にいないおおむね10歳未満の小学生に、放課後適切な遊びと生活の場を与え、その健全な育成を図る。放課後児童クラブ。	10か所	7か所	9か所

事　　業　　名		平成 21 年 前期計画目標	平成 21 年 実績（9月末）	平成 26 年 目　　標
6. 一時預かり事業 （一時保育事業）	※保護者のパート勤務や病気、育児疲れの解消など、さまざまな理由に対応して、一時的に保育所で子どもを預かる。	1か所	未実施 （一部保育園で実施）	ファミリー サポートセンター事業として実施検討
7. 地域子育て支援拠点事業	※面接や電話による育児相談、子育てサークルやボランティアの育成・支援などを行う。	5か所	5か所	5か所
センター型			4か所	4か所
ひろば型			1か所	1か所
8. ファミリーサポートセンター事業	※利用会員と提供会員とにより、子育て支援サービスを提供する組織を運営する。	1か所	未実施	1か所
9. ショートステイ事業		未設定	未実施	利用者のニーズにあわせ対応を図る

Ⅲ　資料編

北広島町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

平成19年３月23日告示第30号

北広島町次世代育成支援対策地域協議会設置要綱

（目的）

第１条　次世代育成支援対策推進法（平成17年法律第120号）第21条の規定に基づき、北広島町次世代育成支援対策行動計画の推進のため、必要な事項を協議する北広島町次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第２条　地域協議会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

（１）　次世代育成支援対策行動計画の実施状況及び変更

（２）　前号に定めるもののほか、次世代育成支援対策の推進に関し町長が特に必要と認めるもの

（組織）

第３条　地域協議会の委員は、９名以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

（１）　識見を有する者

（２）　子育て支援に関する機関・団体の代表者

（３）　その他町長が特に必要と認める者

（任期）

第４条　委員の任期は２年とする。ただし、補欠委員は前任者の残任期間とする。

２　委員は再任できるものとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員の互選により、委員長及び副委員長を各１名置く。

２　委員長は、地域協議会を代表し、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職を代理する。

（会議）

第６条　地域協議会は、必要に応じ委員長が招集し議長となる。ただし、第１回地域協議会は、北広島町長が招集する。

２　地域協議会は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。

３　議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

（庶務）

第７条　地域協議会の庶務は、北広島町福祉課において処理する。

（委任）

第８条　この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営について必要な事項は、委員長が地域協議会に諮って定める。

附　則

この告示は、平成19年３月30日から施行する。

北広島町次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

（敬称略）

区分	所属（役職）	氏名	地域協議会
学識経験を有する者	児童・民生委員	加藤アツ子	
	教育委員会（教育委員長）	立川　勝治	
子育て支援に関する機関・団体の代表者	保育所長連絡協議会（会長）	大佛　尚道	
	児童クラブ	山田　千絵	
	子育て支援センター	原嵜　純子	副委員長
	校長会（会長）	金田　道紀	
	子育てサークル	中澗　弘恵	
	青少年育成推進協議会（会長）	壽老　靖彦	
その他町長が認める者	商工会（会長）	石橋　勇治	委員長

北広島町次世代育成支援対策行動計画（後期計画）
子どもと幸せをともにする
安心・いきいきタウン　北広島町

発 行 日：平成22年３月
発　　行：広島県北広島町
〒731-1595
広島県山県郡北広島町有田1234
TEL:0826-72-2111（代）
FAX:0826-72-5242
編　　集：北広島町福祉課子育て支援室
策定協力：㈱ジャパンインターナショナル総合研究所